

令和3年加美町議会第2回定例会会議録第1号

令和3年6月8日（火曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聰輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス 感染症対策室長	庄司一彦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
森林整備対策室長	佐々木実君

建設課長	長田 裕之君
保健福祉課長	大場 利之君
地域包括支援センター所長	千葉 桂子君
会計管理者兼会計課長	内海 悟君
小野田支所副支所長	渡辺 信行君
宮崎支所長	猪股 繁君
総務課参事兼課長補佐	遠藤 伸一君
教育委員会教育長	早坂 家一君
教育総務課長	上野 一典君
生涯学習課長兼スポーツ推進室長	浅野 善彦君
代表監査委員	小山 元子君

事務局職員出席者

事務局長	内海 茂君
次長兼議事調査係長	青木 成義君
主幹兼総務係長	渡邊 和美君
主事	鈴木 智史君

議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

会議に先立ちまして、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。

本議会はクールビズ対応のため、今会期中はノーネクタイとし、上着の脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年加美町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、資料のとおりになっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

町長の行政報告につきましては、文書で報告がありましたので、ご覧いただきたいと思います。

ここで、町長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。町長。

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。本日からの定例会、よろしくお願ひいたします。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、新型コロナワイルスワクチン接種状況についてご報告いたします。6月7日現在の予約状況は、65歳以上の高齢者8,769人中7,379人であります、予約率は84.1%となっております。接種状況につきましては、1回目接種は6,459人で予約者の87.5%が既に受けており、高齢者全体の接種率は73.7%、2回目接種が124人で、接種率1.4%となっております。

なお、64歳以下のワクチン接種については、ワクチン供給についてまだ国から示されていない状況ではありますが、町としましては加美郡医師会の協力の下引き続き7月中に開始し、できるだけ早く終了できるように準備を進めているところでございます。

以上、報告といたします。よろしくお願ひいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番早坂伊佐雄君、6番高橋聰輔君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から6月15日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は6月15日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、3番柳川文俊君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔3番 柳川文俊君 登壇〕

○3番（柳川文俊君） 皆さん、おはようございます。

本日の一番打者、私にとりましてはデビュー戦となります。執行部の皆さんには、分かりやすい丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

現在、町内3か所でワクチン接種が行われております。感染力の強い変異ウイルスが蔓延している中で、連日ワクチン接種に当たっている医療従事者、スタッフ、そして町職員の皆さんには感謝の気持ちを込めまして労をねぎらいたいと思います。1日も早くワクチン接種が終了することを願っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

質問の趣旨は、介護保険事業計画と介護人材不足に対する町の支援策についてであります。

関連する4つの具体的な内容につきまして、ポイントを絞って質問したいと思います。

まず第1点目、発足から21年目を迎えた介護保険制度でありますが、3年を1期とする介護保険事業計画は8期目となり、本年4月からスタートしました。介護保険料は月額6,300円と据え置かれましたが、今回の計画策定に当たりましてどのような検証が行われ、課題は何かをお伺いします。

2点目、介護従事者の人材不足が慢性化しております。町内の事業所、中でも入所施設である特別養護老人ホームやグループホーム、また加美老人保健施設の実態はどのようになってい

るのかをお伺いします。

3点目、65歳以上の高齢者の5人に1人が要介護者となっております。高齢化が進み、要介護者が増加する中で、介護サービスが利用できないいわゆる介護難民を出さないためにも、介護人材の確保は喫緊の課題であります。人材確保のための町の支援策についてどのように考えているか。以上、この3点について町長の答弁をお願いします。

次に、教育長にお伺いします。核家族化が進む中で、お年寄りと接する機会を増やすことは子どもの成長過程にとって大事なことだと思います。介護体験など、小中学校の学習に取り入れる考えはありませんか。

以上、4点について答弁をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） まずもって、職員に対してもエールを送っていただきまして、ありがとうございます。しっかりとこれからも取り組んでまいりたいというふうに思っております。柳川文俊議員のご質問、まさにこれまで長く介護現場で働かれていたことをベースとしたご質問だというふうに受け止めておりますので、しっかりと答弁させていただきたいというふうに思っております。

第1問の計画策定に当たってということでございますが、計画策定に当たりました加美町高齢者保健福祉計画審議会を令和2年度において3回実施し、検討を行ってまいりました。審議内容としましては、保健福祉課・包括支援センター・各担当から介護サービスごとの件数や費用の推移、地域支援事業等の進捗・成果等を検証いたしまして、将来人口推移・給付費推移を厚生労働省で提供している保険料費・保険者の推計システムであります「見える化」システムを参考にして算出しております。検証の結果、在宅サービスにおいては給付費が増加すると見込んでおりますが、施設サービスでは横ばいに推移すると見込んでおります。基金等の状況も踏まえまして、8期における保険料としましては据置きということにいたしました。

高齢者施設介護保健事業の課題としましては、介護給付費が年々増加傾向にあることが懸念されるところであります。対策としましては、若年期からの健康意識の向上や、適切な介護保険サービス等の利用促進などが挙げられます。具体的な取組としまして、健康診査指導や健康教室、認知症に関する講座などを行い、介護の重度化を少しでも軽減できるように啓発に努めているところでございます。

2点目の介護従事者の人材不足が慢性化しているという点であります。町内の介護事業所、

中でも入所施設であります特別養護老人ホームやグループホーム、また加美老人保健施設の実態はどうなっているのか照会をいたしました。その結果、特別養護老人ホームではやはり基準は満たしているが、シフトを回すのは大変であるという声。それから、常時募集しているが夜勤がネックになっており、特に新卒者の応募がなく若い世代が不足しているといった声がございました。

一方では、ここ数年不足はなく、欠員が出てハローワークを通して補充されている。基準以上に雇用しているため、職員からは「働きやすい」「休暇も取りやすい」と言っている施設もございました。ですから、施設によって違いがあるのだなということが改めて分かりました。

また、グループホームでございますが、やはりこちらも、人材不足であるけれども、何とかやり繕りしているというところ、それから、基準を満たしており、現在は充足しているというところ、それから、ハローワーク・インターネットなどの求人サイトを使って募集をしているということで、こちらも施設によって充足しているところ、あるいは不足しているところがあるようでございます。施設の立地条件、それから業務形態などによって人材確保に違いが出ているようでございます。

また、加美老人保健施設でございますが、こちらにつきましては人材不足で募集をしてもなかなか集まらない、夜勤があるということが1つの理由であるということでございます。特に、若い人を募集してもなかなか集まらない状況が続いておりまして、定員100床なんですが70床に減らして対応しているという状況でございます。

次に、3点目のご質問でございますが、介護事業者の人材不足は喫緊の課題であるというふうに町としても認識しています。町では、必ずしも福祉分野に限ったわけではありませんけれども、町内の様々な事業所への支援としまして、無料職業紹介事業として回覧等による情報の提供を毎戸に行っており、また、国立音楽院では町内の介護事業所と連携しまして、音楽療法や若返りリトミックの実習の場として町内の施設を活用しております。そういうこともあり昨年度、いわゆる今年の3月の卒業生のお二人が4月から町内の介護事業所に就職しております。今後も連携を取っていくことが重要であるというふうに考えております。

さらに今年度から新たに、30歳未満の若者のUターン・Iターンや定住促進策としまして奨学金返済支援補助金、こちらは1年間最大20万円、最長5年間の補助でございます。こういった制度や移住家賃補助金、こちらは単身の方6万円、結婚世帯が10万円、これも最長5年間でございます。さらに、ふるさと就職奨励補助金、こちらは10万円、1回きりの支給であります

が、こういった3つの事業をスタートさせております。介護事業に限ったことではありませんが、ぜひ介護事業所の方々についてもこういった制度も、採用活動時のインセンティブとしてご活用いただきたいというふうに考えております。他の自治体ではない制度でございますので、ぜひ活用していただきたいというふうに思っております。

なお、他の自治体において介護職員研修費や就労支援に対し、助成金を支給している例もございます。町としましては、実施するとなれば単独事業という一般財源の持ち出しによる事業ということになりますので、十分就労に果たしてどの程度結びついているのかということを検証した上で、検討していくことが必要だろうというふうに思っています。

また、どうしても全体的に人口減少する中で、日本人だけで介護を担うということには限界があるというふうに思っております。2025年までには、35万人ぐらいの介護人材が不足するということも言われておりますので、やはり外国人に頼っていかざる得なくなるんだろうというふうに思っております。現在、外国人技能実習生としての受入も可能でございます。これは、最長で5年まで受入可能になりましたし、さらに特定技能制度への移行も可能になっておりますので、そうしますと8年から10年間国内で働くことも可能な制度になってきておりますので、これからはやはり外国人の人材活用ということも介護事業者の方々も、そして町としても研究していく必要があるんだろうというふうに思っております。

当議会には柳川議員、そして佐々木弘毅議員とスペシャリストがお二人いますので、皆さん方のお知恵もお借りしながら、また現場の声もお聞きしながら人材の確保というところにも努めてまいりたいというふうに思っています。

以上、私のほうから3点について答弁させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） おはようございます。教育長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、柳川議員からいただいたご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、各家族化あるいは高齢化社会を見据え児童生徒への世代間交流、そして介護体験等の必要性は年々高まっております。ご質問にありますお年寄りと接する機会、及び介護体験に関する各学校での取組についてお答えします。

小中学校の教育計画に位置づけられている学習活動としましては、次のような活動が挙げられます。まず小学校におきましては、地域のお年寄りとのふれあいを通して共に生きることの

大切さを理解させるとともに、福祉の仕事に携わっている人々への理解を深め、福祉の実践的態度を身につけるということを目的としましてお年寄りから学ぶ活動、それからデイサービス利用者との世代間交流などを行っております。

中学校につきましては、様々な専門家との交流を通して職業に対する理解を深め、将来の職業や進路について考えるということを目的としまして、総合的な学習の時間での職場体験、その中で生徒の職業体験の1つとして介護施設等にもご協力をいただいております。また、介護施設等の訪問等を通して地域の福祉について考えさせ、福祉についての意識を高めさせる活動、これを取り入れている学校もあります。また、新学習指導要領におきましては、技術家庭において高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動、このことが新たに指導内容に加わっております。

また、小中学校ともに包括支援センターや社会福祉協議会の協力を得ながら認知症サポート一講習、それから高齢者疑似体験を含むキャップハンディ体験及びその介助の方法につきまして、実技体験あるいは見学などを通して福祉の仕事に関する理解を深める学習活動も行っております。

しかし、議員ご存知のように令和2年度及び3年度につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点からほとんどの活動は実施できていないのが現状であります。まずはコロナ感染の収束が第一ではありますけれども、コロナ後来るべき高齢化社会を見据え、保健福祉化・包括支援センター・社会福祉協議会等のご理解をいただいて、関係部署・関係団体との連携の下これまで行ってきた福祉教育活動を見直し、さらなる福祉教育の充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、町長・教育長から答弁をいただきました。

私、今回介護保険事業計画についての質問をしたのは、コロナ禍の中でこの計画作成に当たられた審議会の皆さんにまず敬意を表したいと思います。それを踏まえて質問したわけですけれども、今町長から第1点目の回答として様々な、例えば地域包括支援センターを拠点にして地域支援事業の活動とか、あるいは人口推移とかいろいろそういったものを基礎にして、それらを推計して計画をつくったというご回答をいただきました。

計画書の中身を見ますと、大体7期計画からの課題で、7期計画からの引継ぎがほとんどなんですね。新たに課題として加えられたのが福祉人材の確保、この部分が新しく加えられまし

た。どれも課題としては取り組まなければならない非常に重要な課題でありますけれども、今深刻な問題となっている介護人材の確保、これについて計画書の中では具体策がちょっと示されておりませんでしたし、さらに新型コロナウイルス感染症への対応等についてもほとんど触れられていなかった。この辺は、ちょっと物足りなさを感じたところです。

介護保険料についても、私、今質問しましたけれども、介護保険事業計画は端的に言えば介護保険料を試算するための計画書であります。冒頭で申し上げたように、結果として保険料は月額6,300円に据え置かれましたけれども、これは計画書の中身を見ますと7期で8,000万円、8期で4,300万円の基金を充てて保険料の値上げを抑えているということであります。

介護保険料がいかに安く抑えられるかというのは、私は自治体間の競争であると思っております。町長の政策として、この辺は腕のやっぱり見せどころであるのかなとも思っておりますし、今回の据置きについてはこのコロナ禍の中で高齢者の負担軽減に随分配慮したものと、私は評価しております。介護保険料を徴収する保険者として、8期目の介護保険料6,300円、これについて町長はどのように受け止めるかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 柳川議員がおっしゃるとおり高齢者の方々、特に国民年金で暮らしている方々にとって保険料というのは非常に大きい負担になっているというふうに思っていますので、町としてはできるだけ値上げをせずに負担を軽減したいというふうな気持ちでございます。

そういったことで、今回はシミュレーションした結果据置きでやっていけるというふうなことでありましたので、据置きすることにいたしました。今後もそういったことに十分配慮しながら計画をつくってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。今後十分配慮していただくということで、答弁いただきました。ちょっと加美町の介護保険料の推移を見ますと、3期の平成8年度3,400円であります。これと比較すると、15年間でもう既に1.8倍以上も増えているし、宮城県下でも35市町のうち高いほうから7番目となっております。

この介護保険料について、以前からせいぜい5,000円が負担の限度ではないかというふうに言われてきました。今町長がおっしゃったように年金生活者にとりましては、保険は安いことにもちろんこしたことないわけでありまして、加美町の現状を見ますと3人に1人が65歳以上の高齢者となっておる。今後ますます高齢化も進むと、当然要介護者も増えてくることが予想

されるということあります。そうすると、介護サービスを利用する人も増加してくる。その結果、介護保険料を上げざるを得ないという事態になってくるわけであります。デイサービスとか介護サービスを利用する人にとりまして、もちろん利用料のほかに介護保険料も合わせて負担しなければならないわけです。ですから、年金生活者にとっては保険料をどこまで負担でくるかということを、私は大変心配しているところであります。

次の質問に入りたいと思います。2点目の質問です。先ほど町長からご案内のとおり、私も町内の老人福祉施設に7年ほど勤めた経験もあり、そこで特に感じたことをちょっと申し上げたいと思います。

1つは、入所者と職員が家族同様の関係にあることが1つです。それから、子育てしながらの女性中心の職場であること。それから、介護職を含めて待遇が十分でないにも関わらず、一生懸命仕事をしている。それから、医師をはじめいろいろな職種の人が関わって、入所者の生活を支えている。

それからもう1つは、人手不足が慢性化して、年中介護職を募集している。一時的に充足したとしても、常に綱渡りの状態であるということであります。先ほど町長の回答にありましたように、事業所ごとに充足している事業所もあれば、あるいはもう喫緊に今でも介護人材の職員が欲しいという施設もあります。でも、ただいま申し上げたことは、私大なり小なりどこの介護施設でも共通することだと思っております。

それで私も在職中、特に介護職の募集のためにいろいろなことをやってきました。もちろん募集チラシの新聞折り込みとか、それからハローワークへの求人情報の提供とか、あるいは高校生とか失業者を対象にした企業合同説明会、それから大崎管内の高校あるいは仙台の専門学校訪問、それからもっと苦しい状態になると人材派遣会社の活用なんかもやってきましたけれども、結果はほとんど手応えはありませんでした。東日本大震災以降、高校の就職担当の先生なんかにお聞きしますと、「自宅から通勤して、製造業を希望する学生がほとんどです」という学生さんの状況だという話を聞きました。その状況というのは、今も変わっていないということであります。

介護職というと、前から悪いイメージがありまして「きつい」「汚い」とか「危険」、いわゆる「3K」職場と言われてきましたんですけども、でも今は衛生管理も徹底してきましたし、それから介護技術なども向上してきました。かなり改善してきたと思います。ただ、先ほど町長もおっしゃったように、老人ホームなどの入所施設については夜勤勤務があるんですね。これがやっぱり敬遠されている一因であるというふうに聞いています。これが実態なんで

すね。

そこで、介護事業所の現状といいますか、それがどうなっているか、町に対してどういった要望があるか、そういうものを保険者として私は定期的に調査する必要があるかと思うんですが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。よろしくお願ひします。

議員のおっしゃった介護、特に入所施設関係の要望等については定期的に聴取して、対応について検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。ぜひ定期的にどうなっているのかということで、調査するというとちょっとおこがましいんですけども、連絡を取り合って現状というものを理解していただきて、次回の第9期計画にそれを生かしてもらえば私は大変ありがたいなと思っています。

先ほど、町長から加美老人保健施設の現状について説明がありました。100床のうち3割近くが定員割れしているということでありました。介護職員を募集しても集まらないということでしたが、老健施設は町長ご存知のとおりリハビリしながら在宅復帰を目指す施設でありまして、基本的に入所期間が3か月であります。しかし、いろいろな事情から在宅復帰がかなわず、老人ホームなどのベッドが空くのを待っている長期入居者もいるということであります。加美老健施設については、利用者の7割以上が加美町の町民ですので、身近にある施設あるいは介護の受皿として非常に私は存在が大きいと思っております。開業以来、長年そういった地域の機能回復訓練施設として大きな役割を担ってきたわけですから、今定員割れしているという現状からして今後どのように運営していくかということで、組合の副管理者である町長の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 1点は、昨年度県の事業でもって加美病院のほうにコンサルタントを入れました。病院の経営改善のためであります。私のほうから提案をしまして、今年度は加美・色麻両町のコロナ関連の地方創生臨時交付金を活用して、病院プラス老健施設にもコンサルを入れましょうということで予算化をしているところであります。やはり専門の目から見て、この施設をどのように有効活用して経営を立て直していくかということが重要だというふうに思って、まずコンサルを入れるということに取り組むことにしております。

その中で、実は介護職の方は正社員としての採用にはなかなかならないんですね。何年間か臨時職員というふうな、町で会計年度任用職員という形で勤務をして、その後に4年、5年、6年ぐらいたって空きが出て初めて正社員になるというふうな形態ですので、そうしますとなかなか学校に行っても高校卒業した若者たちが、じゃあ介護の仕事につきましょうというふうにはならないのが現状でございます。

給与表も、介護職のための給与表っていうのはないんですよね。ですから、やっぱり介護職のための給与表というのもしっかりとつくっていく。そして、やはりキャリアパスといいますか、そういったことも当然大事なわけですから、恐らくコンサルの指摘の中にそういったことも入ってくるんだろうと思いますけれども、そういった形できちっと高卒でも正職員として採用できるような体制を取っていくということも大事なんだろうというふうに思っています。そういった提案も、私の方からさせていただいているところでありますが、コンサルのアドバイスも受けながらきちっと必要なスタッフを充足させ、そして経営が改善していくようなそういう取組をしてまいりたい、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。今、病院にコンサルタントが入って、今後アドバイスをいただきながらスタッフを充足していきたいという町長から回答していただきました。今町長からも、介護職についての供与表がないということですが、制度発足以来介護職は社会的に低く見られてきた傾向があるんですね。ですから、ほかの企業の待遇と比べて位置づけについてはかなり低い。給料面なんかでも、介護福祉士という国家資格がありながらかなりの開きがある。その部分でも、例えば加美老健施設に就職しなくとも、ほかの企業に流れていくというのが1つの集まらない私は要因であるのかなと思っておりますし、もちろんそれは老人介護福祉施設とかそういうものにもなかなか学校訪問しても集まってこない。結果は、人材不足になっていくというふうに私は理解しております。

次の質問にいきたいと思います。先ほど町長からも、町の無料職業紹介所についてもご紹介がありました。今町の無料紹介所につきまして、求人情報の提供とか、それから求人・求職の相談、ハローワークに行かなくても用を足すことができるようになりました。非常に利便性がよくなつたと思います。このほか、毎戸回覧のチラシの作成・配布など、支援をいただいてきました。町内の事業所においても、大変助かっているという声を聞いておりますが、なかなか人材不足の中で就職につながらない大変厳しい状況に置かれております。

そこで、今無料職業紹介所の状況がどのようにになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

加美町のほうでは、平成20年の10月から町のほうで無料職業紹介所のほうを開設させていただいております。これまでに1,000人を超える利用者の方々に利用していただきまして、再就職へのマッチング活動を続けさせていただいております。ここ数年の状況を申し上げますと、求人倍率のほうが大崎管内でも1倍を超える状況が続いております。そうした中におきまして、相談者数につきましては大体30名から40名ほどの相談者数につきまして、回覧等々の求職あつせんもありまして年間で30名前後の求職者の再就職のマッチングという結果になってございます。

こうした中におきまして、やはり議員ご指摘のとおり介護サービス事業につきましては慢性的な人手不足という形が続いてございます。大崎管内を例に申し上げますと、求人倍率が4月末現在で2.65倍という形になっておりまして、求人が多いのに求職者が少ないという状況が続いているございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 時間がありませんので、中身について議論を深めるのは次の質問に行きますのでちょっと簡単にしたいと思うんですが、今、橋本課長から4月末の有効求人倍率2.65倍ということで、実質1人の求職者を大体3人の企業が奪い合うような形になっていると思うんですが、実質はかなりもっと厳しい私は状況でないかなというふうに受けております。

次の質間に移りたいと思います。ここから本番に入りたいと思うんですが、先ほど町長からご案内のとおり今年度から就職者に対する町の支援策で、初めて町内の企業に就職した場合に20万円を支給する就職奨励定住支援事業がスタートしました。対象者は30歳未満の町民ということですが、そこで私が提案するのはこの就職支援事業に加えて、介護人材確保対策として新卒者のみならず潜在介護職の就労を促すためにも職につき一定期間働いたことに慰労金を支給する、そういう制度をぜひつくっていただきたいと思います。

なぜこのような提案をするかというと、加美町の要介護認定者、65歳以上の高齢者が1,620人、これは今年の3月末現在です。実に、65歳以上の高齢者の5人に1人、75歳以上にあっては3人に1人が要支援・要介護者であります。それから町内の老人ホームの待機者も、障がい

者を含めると326人となっている。これは昨年7月の状況であります。これは実数かどうか分かりません。ただ、人手不足のために、介護サービスを利用したくても利用できない、いわゆる介護難民を出すことだけは絶対に避けなければなりません。先ほど私、事業所の実態についてお話ししましたけれども、介護分野からの離職者のうち約7割が就職後3年以内に離職をしているという現状にあります。もはや、事業所単独での人材確保というのは私は限界に来ているのではないかなと思っております。

そこで、再度町長に人材確保のための町の支援策について、考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 実は、介護職が一番離職率が高いと言われているんですね。これは、制度的な問題もあるかと思います。介護保険料は、これは経営せざるを得ないということで、待遇が決まっていますのでそうそう給料を上げられないという問題もあるでしょうし、職場環境というのも当然あるだろうと思っていますので、やはりそれぞれの事業所にご努力いただくということも大切だと思っています。

町としまして、介護人材確保のためにどういったことが有効なのか、今、議員ご提案の慰労金ということも含めて、他の自治体の取組なども含めて研究してまいりたいというふうに思っておりますので、前向きに様々なことを検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。前向きな回答をいただいたということで、受け止めたいと思います。

最後に、時間も来ましたので、先ほど教育長からも答弁いただきましたけれども、私は一例として介護体験を提案しました。学校の取組として、様々な活動をやっているということで、ぜひそれはこのコロナ禍の中では大変でしょうけれども、ぜひ実施していただきたいというふうに思っております。いろいろなお年寄りとの交流を通して、お年寄りを敬う気持ちというんですかね、あるいは大切にする、あるいは優しい心などが私は自然に育っていくのではないかなと思っております。将来介護職の担い手が、子どもたちが介護体験することで介護への理解と親しみを持っていただけるのではないかと思っております。ぜひ実施に移していただければと思っております。答弁は要りません。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、3番柳川文俊君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時まで。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。

次に、通告2番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） それでは、通告に従いまして1点質問いたします。

企業による風力発電事業への町の対応について。国際エネルギー機関が発表した「世界のエネルギーの展望（2020年版）」における持続可能な開発目標を達成するためのシナリオでは、2030年時点での水力以外の再生可能エネルギーの発電量は全体の34.4%、内訳は風力15.2%、太陽光13.7%、バイオマス4.1%、そのほか地熱など1.4%となっています。また、菅首相の所信表明においても、2050年度までのゼロカーボン実現や再生可能エネルギーの最大限導入を宣言しています。最近においては、2030年は46%削減というふうな発言もありますが、こういった状況を踏まえつつ、加美町に計画されている企業による風力発電事業に関して、令和3年第1回定例会での質問のその後の経過についてお伺いします。

まず、宮城西部風力発電事業について、①調査項目に災害防止の観点を付け加えることはできたのか。②発電機設置場所は水源涵養林・土砂防備保安林区域となっているが、防災の観点から問題はないのか。③発電機設置範囲に土砂災害警戒区域が1か所と記されているが、ほかにはないのか。④白鳥の通り道は発電機設置場所に含まれるのか。

項目の2つ目として、ウインドファーム八森山について、①環境影響評価の項目から低周波が除外されることについて調査するよう伝えることはできたのか。②発電機と民家との距離を1キロメートル以上離すという基準についての話し合いはできたのか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、伊藤由子議員のご質問第1点、仮称でありますが宮城西部風力発電事業について4点ご質問ありましたが、1点目から3点目までは関連しておりますので、一括でご答弁をさせていただきたいと思います。

災害防止の観点に関するご質問でありますが、環境影響評価では災害に関する項目がありま

せんので、方法書に調査方法は記載されておりません。また、土砂災害防止法に基づき宮城県が指定する土砂災害警戒区域につきましては、風力発電機の設置予定はありませんけれども、アクセス道路等を含む全体の対象事業実施区域内に1か所存在しております。しかしながら、事業実施による災害誘発の懸念、住民の不安を解消するため、町では土地の改変や森林の伐採による水源涵養機能の低下、土砂の流出、地滑りの発生等により、対象事業実施区域周辺や河川の下流域に被害を及ぼすことが懸念されることから関係機関と協議を行い、環境分野だけでなく災害分野の専門家等からの意見を踏まえ、事業の実施による災害への影響を適切に調査し、災害を誘発する可能性がある場合は対象事業区域から除外するよう意見しております。

4点目の白鳥の通り道についてでございますが、既存の資料によりますと対象事業区域の周辺には複数の渡り経路が存在しているようございます。環境影響評価では、既存の資料・文献調査だけでなく、動物の生息状況などの現地調査を行いますので、風力発電設置範囲に含まれているかどうかについては今後の影響評価調査により明らかになると思われます。町では、資料の収集や専門家等の意見を取り入れるなど適切な調査を行い、影響を回避または十分に低減できない場合は事業の見直しを行うように意見しております。

災害の観点、白鳥の通り道のいずれも、今後町の意見・知事の意見及び経済産業大臣勧告等を踏まえまして事業者が見解を示す予定となっております。

次に、これも仮称でありますウインドファーム八森山のご質問にお答えいたします。

1点目の低周波の調査につきましては、風力発電機の騒音の問題は超低周波によるものではないとの知見が国から示されまして、昨年の8月に環境影響評価の項目から超低周波音の項目が除外されております。しかしながら、事業者は住民の懸念等を勘案し、環境影響評価の項目として選定し、調査を行うこととしております。

2点目の民家からの距離を1キロメートル以上離すことについてでありますが、環境影響評価法に関する省令では風力発電だけではなく発電所一般において環境影響評価を受ける範囲は周囲1キロメートルの範囲内としております。環境省の風力発電の指針では、距離・地形・土地利用などその地域の状況に応じた対策を講じることとしておりますので、単純に1キロメートル離せばよいということではなく、事業者が距離・地形など周りの環境等を踏まえて適切に調査することが大切であると考えております。そのように伝えてあります。

町では、現地調査等により適切な調査を行い、影響を回避または低減できない場合は事業計画の見直しを行うことや、住民が騒音レベルを思い描くことができるよう音源や音量を住民説明会等で公開するように努めるべきであるといった意見もしておるところであります。こち

らの事業につきましても、今後町の意見・知事の意見、そして経済産業大臣勧告等を踏まえ事業者が見解を示す予定となっております。

以上、宮城西部風力発電事業と、そしてウィンドファーム八森山の事業に対するご質問にお答えさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、①②③④の項目について答弁をいただきました。災害防止の項目については、やはり方法書に記載はありませんけれども、町としては災害誘発の心配・住民の不安を解消するために、事業者に適切に調査するよう申し入れていくというふうに決意を示していただいたと理解いたしました。

それでは、ちょっと詳しくお伺いしていきたいと思います。今の答弁に、改変による災害の誘発が起きるような場合はというふうな表現があったかと思いますが、土地の改変とは具体的にどのような状態を指しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

今ご質問の改変とはどういうものかということでございますが、風力発電機のヤード、いわゆる設置の作業の面積を造るために木を伐採して地面を平らにする工事、さらには風力発電機までの道路を造るために既存道路を拡幅したり、木を伐採して新たな道路を造るといった工事のことを指してございます。要するに、風力発電機というものが建つところの面積、さらには既存道路の拡幅とか、そういう工事を行うというものを改変というものでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 素人的に考へても、そのような状況かなというふうに想像してはいますが、たしか勉強会の折に、旭地区で勉強会を一度行ったわけなんですが、そのときに住民からの質問で「それでは風力発電機の1基を支える支柱の土台となっているものの面積はどれくらいなのか」と。各社4社ぐらいの方法書等を調べてみたんですが、支柱を支える直径の広さについては記載がないんですね。それで、ちょっとお伺いしたいと思います。どれくらいの土台の広さなのか。それによって、今作業道とか道路の拡幅のために伐採される樹木についてお話をありがとうございましたが、その支柱を支える土台の広さについてもお伺いしたいと思います。JREの工事の進捗もあるかと思いますが、そういう点からお分かりでしたらお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

今現在進めておりますＪＲＥの工事の進捗状況、さらにはその土台となるものはどのぐらいの広さか、大きさかというご質問でございますが、道路への送電線の埋設工事が始まってございます。埋蔵文化財包蔵地を除き、大半完了しておるところでございます。現在はその伐採工、さらには造成工を行ってございます。7月にはその基礎となるコンクリートの打設を行う予定ということを聞いてございます。

大きさでございますが、土台となる基礎の直径につきましては17から18メートル、20メートルまではいかないということです。1基当たりのヤード、設置作業の広さなんですが、1基につき2,400平米ということになってございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 1基につき2,400平米くらいの樹木が伐採されるのではないかというふうに理解しました。ということはこの西部風力発電事業所の広さ、大体全部の広さが1,700ヘクタールとかというふうに一度お伺いしたかと思うんですが、それは1基ごとの工事掛ける基数で大体1,700ヘクタールになるというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 面積の解釈でございますが、計画で1,700ヘクタールというのほぼ全体の面積を指しているわけでございまして、工事そのもの要するに伐採するところにつきましては、1基につき2,000平米ということでございますので、10基にすれば2ヘクタールぐらいの面積になると。全体、構想そのものの面積については、1,700ヘクタールというような数字を示してございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 単位がいっぱい出てきて、なかなか実際どのくらいの広さかというのがちょっと想像できないんですが、1基につき2,400平米くらいの樹木が伐採されることにはなるのだろうというふうに解釈しました。そういう土地の改変によって、災害が誘発されるということはないのかどうか、やっぱり心配になります。

ここでちょっと資料を見ていただきます。これは地震ハザードステーションといって、調べて取ったものなんですが、この茶色く示されているところは地滑り地形を表しているところな

んですね。字がちょっと小さくて見えにくいんですが、加美町と書いてあります、ここ。加美郡全体書いてあります。ここに宮城西部風力発電所がどのくらいの範囲でかぶさるのか、よく分からないんですが、地滑り地形がこのようにあるこの範囲内に、実はさっきの説明だと、たった1か所しか心配なところはないというふうな答弁があったかと思うんですが、それが本当に正しいのかなとちょっと気になりました。

というのも、これにはちょっとはつきり表れていないんですが、この茶色の周りに黒とか青とかの色で斜線が描かれているんですが、これは滑落崖がこのくらいありますよというふうなことを示しているそうです。後方部が黒いのは、後方部に滑落崖がありますよ、青は冠頂部といういい方しているんですが、冠頂部が著しく開析された滑落崖がありますというふうに示されていますが、たった地滑り地形は1か所というふうな言い方を聞いて気になったんですが、土地の改変によってこういった地滑り地形がまたさらに地滑りが誘発されるということは想定していないのかどうか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

今言った地滑りとかの警戒区域についてのご質問でございますが、土砂災害警戒区域の地滑り区域につきましては、事業区域内で先ほど町長も申し上げましたように1か所しか指定されておりませんので、恐らく地震のハザードステーションで公開されている地滑りのことだと思います。事業所の見解を聞いたところ、地滑り地域に関しては関係機関との協議を踏まえ、「重大な影響を及ぼすと判断した場合には改変区域、あるいは対象事業実施区域から適切な範囲を除外し、環境影響を回避または低減できるよう取り組んでまいりたいと考えております」というふうに方法書には記載されてございます。要するに回避または低減という言葉が入ってございますので、その辺は十分調査の上進んでいくかというふうに思ってございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 調査した限りでは、その1か所しかないのではないかというふうな報告があるようなんですが、なお詳しく調べていただくように申入れをしていただければと思います。

それから方法書の中に、建設予定地は保安林の中にあるというのはもうはつきりしていて、全て水源涵養保安林と土砂流出防備保安林がほとんどを占めているというふうに地図上ではなっているんですけども、ここちょっと映せないんですね、目的外使用を禁ずるとありました

ので。それで、保安林の中に建設予定地が含まれているということなんですが、答弁でお話のありました水源涵養の機能の低下は心配ないのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

保安林に係る機能の低下という質問でございますが、事業者は土砂流出防備保安林には風力発電は設置しないということをうたってございます。水源涵養保安林における事業実施については、宮城県または林野庁と協議し手続きを進めることとなってございます。事業者の見解を調べたところ、本事業を実施したとしても地域が持つ水資源保全機能が適切に確保されていることを確認しながら進めていくということでうたってございますので、方法書に記載されてございます。いずれにしても、適切な確保という言葉が入っていますので、その辺は事業者も調査をしながら進めていくということで理解したいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） まさしく西部風力発電事業の方法書の中の18ページには、保安林真っただ中のところに建設予定地が示されているので、これについては今何度もお話ししたように水源涵養の機能低下の心配はないのかどうかをきちんと調査して、もしそういった不安がある場合には計画の見直し、基数の削減等々について申し入れていただけるようにお願いしたいと思います。

それから、白鳥の通り道についてなんですが、いくつも通り道はあるんだよというお話がありましたが、今後の調査によってもっと明らかになるかと思いますけれども、白鳥が来なくなったり数が激減したりということについても、それは自然が少なくなったり自然が痛めつけられているというふうな証拠にほかならないわけですので、来なくなるということがないようにしてほしいと私は強く思います。

ちょっと資料をお願いします。これは、ちょっとお天気あまりよくなかったんですが、ピンクの紙に写って分かりやすくしたつもりです。これは、二ツ石ダムの展望台の側から撮影した写真です。これは、西部風力発電所の発電機がこの稜線上に建つのではないかというふうな予想です。鶴森とか宝森とかの場所を私は特定できませんでしたので、どの辺になるか。白鳥の通り道が宝森と鶴森の中間を通ってくるようだというふうな、宮崎地区の方の研究の成果があるんですが、ここを見ていただくと場所的にはこういったところに建設が予定されている。実際、場所を見て渡り鳥が通る季節に詳しく調べてほしいなというふうに強く思います。よろし

くお願ひします。

それじゃあ、西部発電機については本当に先ほど答弁の中にもありましたけれども影響を回避できない、または十分に影響を減らすことができないということが見通せるような場合には、事業計画の見直しをするように意見すべきだと私は思います。お願ひします。

じゃあ、次にウインドファーム八森山についてなんですが、これについて低周波の項目が除外されるようになったというふうなことがありましたけれども、それについてちょっと調べてみました。確かに、1キロメートルが基準にはなっていることが分かりました。発電所アセスメントの中の省令を見ましたら、事業実施区域から1キロメートルを環境影響を受ける範囲としているというふうな表現でした。1キロメートルが基準というよりは、その範囲内だと影響を受けることがあるというふうな表現だと私は解釈しました。

それで、実はまた方法書を詳しく読んでみましたら、低周波とか音源の調査予測ということがあつて、調査方法が示されていました。どこの事業所もそういったことが示されていましたが、調査地点3か所を示しているのが宮城西部風力発電所、八森山も3か所ですけれども、1点目は2キロ範囲、2点目が発電機から4キロ範囲、3点目が2キロ範囲。八森山は1点目が1.5キロ範囲、2点目が1.1キロ範囲、3点目が1.7キロ範囲というふうにありましたけれども、場所の特定が大体できるかと思いますけれども、場所の特定が分かりましたら説明お願ひしますし、そこに民家はどれくらいあるのか。それから、この調査時期がはっきりしていましたら、説明してください。お願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

今のご質問の中で、3点ずつということなんですが、宮城西部のほうも。（「主に宮城西部のほう」の声あり）宮城西部のほうですね。

宮城西部風力発電所のほうですと、現在予定地がございますが、その中で第1点目は東側の部分を1点、まず予定地として候補に挙げてございます。距離にして2.8キロ、これが第1点目でございます。第2点目の部分につきましては、その予定地から南東側、これは距離が短いんですが住宅から1.4キロ。そして第3点目はその予定地から南西部ですね。その地点で、住宅につきましては2キロの地点でございます。戸数については、ちょっと今数字はございませんけれども、調査につきましてはその方法書が終わった時点で調査に入るということになってございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 調査というのは、建てる前にするんですよね、建設する前に。風車が動いていないのに、どういう調査の仕方をするのかちょっと疑問があるところなんですが、今お伺いしたら宮城西部風力発電機の2点目も調査地点は南東方向にあって、発電機から1.4キロメートルというふうなお話でした。ここに民家とかはないのか、ちょっととても気になるところです。

それで、実は風力発電施設から発生する騒音による健康影響に関する研究はまだ十分ではない、世界的にもね。日本においても、そういうふうに言われています。それを前提にしながら今お話ししているわけなんですが、しかし現実に苦痛を訴える人がいるということは誰しもが認めるところかと思います。ちょっと調べてみたら、風車から発生する超低周波が前庭器官という、耳とかそういった聴覚を司るところなんですが、前庭器官への健康影響を生じさせる原因として完全に除外できないということを、日本衛生学会では言っております。ないんだということをずっと言ってきたところもあるかと思うんですが、それは否定はできないというふうな言い方に変わってきてている。

それから、日本音響学会の論文も、2007年から世界的にも論文がたくさん出てきているんですが、日本音響学会の論文の中の1つに「風車から2キロメーター以上離れた距離に居住する人と比較して、1.5キロメーター未満に居住する人の睡眠障害は1.8倍と有意差があった」というふうな、論文の中にそういう記述がありました。単純に言うと、2キロ以上離れたところよりもっと1.5キロとか近いところだと睡眠障害出る人は1.8倍も多くなっていましたよというふうな、これは実際アンケートとか実際実測した人たちの論文が数値も入れてありましたので。距離が近く騒音レベルが高い群れの睡眠障害のリスクは、とても高くなるんだというふうなことが言われています。

1990年から本当に予防原則ということが呼ばれるようになりました。実際科学的に証明はできなくても、それは実際に起きないようにすることを前もってする必要があるのではないかということです。ということで、私はこういった心配がまだ払拭されない状況にあることを踏まえるならば。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さんに申し上げます。時間過ぎましたので、簡単に質問してください。

○8番（伊藤由子君） 風力発電をいかに安全にしていくかということは、経済的にも社会的にも必要なことと言われています。サステナビリティということが今盛んに言われておりますの

で、そういったことを踏まえつつぜひこのことを念頭に、より詳しく丁寧に説明し意見していただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。一言お願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然、健康被害があつてはならないわけですので、いかに共生していくかと。CO₂の削減をしていきませんと、これは加美町の森だけの問題ではございません。地球全体の環境が破壊されますから、そのためにはどうしていかなきやならないか。当然再生可能エネルギーを進めていかなきやないという大きなテーマ、これを踏まえつつ健康被害を出すことないように、町としても言うべきことはきちんとこれまで意見してきておりますが、これからも意見していくということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 以上もちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

昼食のため暫時休憩いたします。12時30分まで。

午前11時35分 休憩

午後 0時30分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告3番、12番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

[12番 一條 寛君 登壇]

○12番（一條 寛君） それでは、通告に従い2問質問させていただきます。

初めに、行政区の課題について。町と住民を結ぶ基礎的な組織である行政区において、人口減少や高齢化により地域活動が困難な状況となっているところが現れ始め、地域活動の低下が懸念されます。行政区の抱える課題への認識と、今後の対応策を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

[町長 猪股洋文君 登壇]

○町長（猪股洋文君） それでは、一條 寛議員の行政区の課題についてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

加美町の行政区につきましては、加美町の区長等に関する条例第2条において町内79行政区に区分されており、合併から今日に至るまで行政区の再編は行われていないという状況でございます。

行政区ごとの状況でありますけれども、一部の行政区を除き人口減少と高齢化が進んでおります。また、20世帯を下回る行政区が4行政区あります、いずれも区民の数は50人を下回つ

ております。区長さん方からも、たびたび区民の減少により役員の選出や事業実施などが年々困難になっているというふうなお話も聞いております。こういったことも踏まえまして、生涯学習課のほうでは行政区の負担軽減の取組の一環としまして今年度から、これまで生涯学習推進員と生涯スポーツ推進員とお一人ずつ最低出していただいていたものを、生涯学習推進員として行政区から1名以上選出することというふうに変更いたしました。多少でありますけれども、負担の軽減にもつながっているのかなというふうに思っております。

なお、平成30年度にある行政区から、世帯数・人口減少によりまして隣接する行政区との統廃合の申出がありました。しかしながら区費の問題、それから役員体制、事業実施等、多岐にわたる調整事項がなかなかスムーズにいかないと。さらには、各行政区に長い間根づいてきた伝統とか地縁寄附とか様々なことがありますて、区民の総意が得られないということで合併に至らなかつたというふうに聞いております。それ以降、行政区からの再編に関するお話は出ていないということでございます。

町としましては、適正規模の基準などは設けておらないんですが、現に世帯数が極端に多い行政区は多いところでいろいろな問題がありますし、少な過ぎる行政区についても様々な問題を抱えておりますので、いろいろと検討していかなくちゃないんだろうとは認識しておりますが、あくまでも区民の総意これが必要でありますので、引き続き区長会などとの意見交換、情報交換などを行なながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

一方、町としましては平成27年度より行政区の枠を超えた地域運営組織の設立に向けた取組を進めてまいりました。これは、地域力向上支援事業ということで取り組んできているところでございますので、まさに少子高齢化による地域力の低下、これを向上させるための取組でございます。この事業は、住民自身が地域の課題や資源を知り、話し合いを重ねながら課題解決に向けて取り組む活動をしていくという、そうした活動主体となるのが地域運営組織であるといった取組でございます。こういった地域の取組を、今後とも支援してまいりたいというふうに考えております。

平成28年度から、旭地区をモデル地区として始めましたけれども、今年の4月に加美町で第1号地域運営組織が設立されました。この取組によって、人口減少や少子高齢化の進行によりまして生じている担い手不足などの地域課題について、個々の行政区で解決しようということではなくて、複数の行政区で1つとなって協力し合いながら解決していく。住民の皆さんのが主体となって、協働の形で解決していくというふうな非常に有効な手段であると考えておりますので、旭地区を第1号として第2号、第3号、町内で設立できるように支援をしてまいりたい

というふうに考えております。

以上、私から答弁させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ありがとうございました。

それでは基本的なところから、行政区とは何なのかということ、そして行政区と町の関わりはどういう関係にあるのか、この辺、法的な観点も含めてお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えいたします。

まず行政区とはということでございますが、行政区につきましては町が行う行政サービスをする際の区割りということで、町でいいますと一番小さな行政単位というふうに捉えてございます。町と行政区の関わりということでございますが、今申し上げましたとおり様々な福祉であったり教育であったり、そういった行政作業を行う上での区割りとして位置づけておりますので、その行政区ごとに適切なサービスを行っているというようなことで認識してございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 要するに、行政区はそこに住む住民自らがつくり上げた組織ということで、特に町から指示されてつくられた団体でもないということでいいんですね。そして町の下請け機関でもないという、町からはある意味独立しているということで理解していいんでしょうか。一応、共に協働のまちづくりを目指していくという関係ではあるけれども、法的には町の行政の下請け機関ではないと捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

町の下請け機関ではないということでございます。今説明したとおり、町が行政サービスをする上での1つの区割りということの位置づけと、加美町については行政区の中に自治会とか集落という要素が含まれておりますが、それが行政区と自治会が1つになっているような状態だというふうに認識してございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） さっき行政区の規模について、20世帯以下の行政区が4という答弁がありましたけれども、全体で一応行政区の規模はどうなっているかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

行政区の規模なんですが、答弁の中で申し上げたとおり20世帯以下の行政区は4つということで、非常に小規模の行政区から世帯数が500世帯というところの行政区もございまして、非常に行政区の規模についてはばらつきがあるというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 行政区では、運営するための区費を各行政区ごとに決めて徴収しているわけですけれども、この区費の格差というのは大小、行政区の大きさとか小ささとかによっていろいろ差があると思うんですけども、その辺は町として掌握されているかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

区費につきましては、基本的にその行政区の中で定めているものでございまして、行政区で行う事業とかいろいろな要素がありまして、一定ではないということでございまして、その額を把握しているかというと、把握はちょっと今していないという状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 行政区に補助金が町から出ていますけれども、補助金の額についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

行政区に対しまして、町から地域振興費という形で補助金のほうを交付させていただいております。ちょっと旧町単位で考え方方が若干違っております。小野田・宮崎地区につきましては一律の9万円を交付させていただいております。中新田地区につきましては、行政区の規模に応じまして世帯数等々で金額が計算されていて、差が出ているというような状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 中新田地域については、具体的にお分かりなんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 世帯数に応じて世帯割というのがありますて、単価が1世帯当たり130円というようなことで計算されているということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） この振興費のほかには何も出でていないんでしょうか。振興費以外に、町から行政区に支出されている補助金というのはありませんか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 行政区に対して、行政区の運営のための補助金というのはこの振興費だけということでございまして、あとほかのいろいろな業務等々、事業等々によっては、ほかの担当課のほうからの補助金があるのかなというふうに思っております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 地域振興費が小野田・宮崎と中新田地区で違うというこの状況を、見直すとかそういう考えはありませんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 合併してもう十数年経過しております、すみません、詳細は把握していないんですが、検討していたというようなことは伺っております。ただ、今現在このような状態になっているということは、そこからあまり協議が進んでいないのかなということでございまして、今後その辺、公平性とかいろいろな観点から検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、価値観の多様化、そしてプライバシー意識の高まり、地域への愛着や帰属意識の低下などにより、隣近所のつき合いを好まない人が増加する傾向が指摘されております。このような現象によって、行政区に所属しない住民がいるとも聞くんですけども、加美町においては行政区に所属していない町民はどのくらいおられるかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

いわゆる班外の扱いになっているということだと思うんですが、すみません、中新田地区で今150人というふうに把握してございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） そのような方には、町からのいろいろな情報とかそういうものはどのようにして伝達されているんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

町からのお知らせ、あと広報紙等々なんですが月2回、1日と15日に各行政区のほうに文書のほうお願いをしております。回覧については、班の中で回覧をしていただいたりとか、配布物につきましても班を中心に班長さんから配布されているということでございまして、班外につきましては行政区長さんが直接配布したりとか、どなたかが直接その世帯にお渡ししているということだと思います。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 班外の方は、当然区費とかは払われていないんですよね。この辺、班外でも区費等は払われているから、区長さんがいろいろそういう方にもサービスされているのかどうか。その辺は、掌握されていますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 行政区に登録されない方については、区費は支払われていないんだろうなと思っております。広報紙等の配布物につきましては、行政区長さんが配布をしているということでございまして、そちらにつきましても区長さんに業務としてお願いしているというところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 行政区長さんがサービスでやってくれているという認識でよろしいのかと思いますけれども、町から直接郵送等で届けているとかという住民はおられない、町から要するに区を通さないで郵送で届けているというような住民の方はおられるのかどうか。以前、そういう方があるというようなことを聞いたことがあるんですけども、そんな方はいないというふうに認識してよろしいですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 町内には、直接郵送で送付しているという方はございません。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） さつき役員のなり手が足りなくてとか、そんな状況もあるということですけれども、婦人会・老人会・子ども育成会等各種団体の解散や、会員数の減少、活動の停滞、役員のなり手がないなど、組織の存続に関わる問題が指摘されていますけれども、加美町においての現状をもう少し詳しくお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

私が分かっている範囲でちょっと説明をさせていただきますが、まず子ども会については基本的に昔から1行政区に1つもしくは複数の子ども会があったと思うんですが、子どもの数が減ったということで隣接する行政区と合わせて1つの子ども会をつくっているという例があるというのを聞いてございます。

あと、婦人防火クラブにつきましても、各行政区ごとに組織されているというところが多いんだと思いますが、世帯数が少ないところでは組織ができないというようなことで、お話を伺っているところもございます。様々な分野で、やはり役員とか組織ができない、組織できないというところが出てきているというのは認識してございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） さっきの答弁で、地域運営組織が設立されたということで、今、行政区の機能がだんだん低下していく中で、その中でも地域に潜在するポテンシャルを掘り起こすことによって新たな地域コミュニティをつくり上げることが可能だと思うんですけれども、この辺地域運営組織が旭地区で今年から発足するわけですけれども、今後のそういう地域コミュニティを強化する施策として地域運営組織なり、そのほか何らかの対策を考えておられるかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

地域運営組織につきましては、町のほうで地域力向上支援事業といたしまして、モデル地区として旭地区に平成28年度以降支援をさせていただいて、今年の4月に宮崎西部コミュニティ推進協議会のほうが地域運営組織としてスタートしていただくような形になりました。今現在、こういった形でコミュニティの再編、あるいは地域の力を再構築していただくような事業等々、そういったところに支援をさせていただいている地域といたしましては、あと鹿原地区のほうに3年ほど前から支援の声を地域の方々からいただいて、今、ひと・しごと推進課のほうで支援を継続させていただいているところでございます。

やはりそれぞれ地域が抱える課題、あと行政区の規模、箱を超えていった場合の規模ですね。そういったところが、その地域地域に応じましてやはり必ずしも一緒ではないと感じております。そういった地域の実情等々を勘案した上で、必要なそういった支援措置というものに引き続き移行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 地域運営組織を立ち上げるに当たって、地元からの盛り上がりといいますか、地元の声を優先するというか待つか、それとも町からいろいろな形で働きかけてつくっていくのか、その辺と。あと、地域コミュニティも何か所かでつくられてありますけれども、それと行政区との関わりとかについてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これまでやってきた方法は、旭地区が小学校が廃校になったこともありますから地域が衰退していく、それに当たってどうすべきかというふうな問題意識をお持ちでしたので、町が入ってこの地域に組織が設立できるように、あくまでも皆さん方の自主性を尊重してサポートしてきたということでございます。5月に臨時総会がありましたので、私も出席しましたけれども、非常に驚いたのは昨年お会いしたときに「どうせこんなのは無理だ」と言っていた方々が実はリーダーになって、「何としてもやっていかなくちゃない」ということをおっしゃっていた姿を見て、時間はかかったんですが、ひと・しごと推進課が地域の方々の主体性を尊重して進めてきたのが本当によかったなと、改めて実感いたしました。

ですから基本的なスタンスは、地域コミュニティ推進協議会があるところはそれを地域の組織に移行しやすいので、鹿原もそうですけれどもコミュニティ推進協議会があるところに町としても少しアプローチをして、そしてできるだけ地域の方々の自主性を尊重しながら町としては寄り添いながら支援をして、設立に向けて取り組んでいければなというふうに思っておりまます。また、地域力が低下する中で、地域運営組織というのは柱でありますから、あとはやはりボランティア団体・NPO団体こういったものの育成、それからこういった団体そのものも弱体化しておりますので、そういう組織に対する支援が必要だろうというふうに思っています。

ですから協働のまちづくりの指針、それからこれからつくる計画の中では中間支援組織、そういう中間支援組織の設立、そしてその場も含めた設立というのも方針の中にも盛り込まれておりますので、そういうことも含めた地域への支援ということをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） という地域力を向上させるための地域運営組織を立ち上げていくことが、地域力を高めることにも通ずると思います。それを推進しながら、行政区の再編ということも

いろいろ考えるべきではないのかなというふうに思いますので、片方だけだと一気にいろいろな問題も生じてなかなか進まないのかなとも思いますので、この地域運営組織をつくっていく過程の中で行政区の再編ということもいろいろ視野に入れて、住民に働きかけるとかということも必要なのではないかと思いますけれども、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申しましたように、なかなか町のほうから働きかけて行政区再編するは難しいんだと思っております。ある地域についても、私がお伺いして順調に進むのかなと思っていたんですが、先ほど申し上げたように様々な理由からそう簡単に行政区が1つになるというのは、難しいことなんだろうと思っています。ですから、今まで行政区がそれぞれ担っていた役割を、運営組織が地域の組織として担っていくということにだんだんなっていくんだと思います。災害等の対応などもそうだと思っております。

ですから、必ずしも婦人防火クラブをそれぞれの行政区に設置しなくとも、地域の組織としてそういったものを設置して対応していくことが十分可能なんだろうというふうに思っていますので、そういった中で場合によっては皆さん方の声が、そろそろ1つになりましょうと、あるいは、隣と一緒にになって運営組織全体を1つにしましょうというふうな声が上がるかもしれませんので、それはあくまでも行政区の皆さん方のお考え、お気持ち、そしてお声を大事にしながら検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 話変わりますけれども、今、町の情報等は回覧板とかチラシ等で情報伝達されているわけですけれども、今後いろいろ回覧を届けるのも大変だとかという状況の声とかも聞いたり、また今後デジタル化がどんどん進む中で紙媒体による情報伝達の変更というか、メールとかとの二段構えとか、またメールを希望する方にはメールでとかというその辺は今後検討課題かとは思うんですけども、この辺のことについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今まででは紙媒体でのお知らせというのが中心でずっとやってきておりまして、回覧板等々で班長さんにお願いをいたしまして、情報を送っておりました。紙ベースでありますと、情報の発信の仕方を今までですと事業ごとにそれぞれチラシをつくっていたものを、お知らせ版という集約した資料を作って見やすく工夫をしたりとかということも実施してございます。

あと、若い方につきましてはやっぱりスマートフォンが非常に普及しておりますので、そち

らでの情報提供ということも考えてございます。その1つといたしまして、今年度からホームページのデザインを変えておりまして、非常にスマートフォンで見やすくなつたつくりになつてございますので、そういうものを活用して情報を提供していきたいというふうに考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 答弁にあつたように、若い人では、新聞も電子版なら読むけれども、紙は要らないという声もよく聞きますので、そういう若い世代に対応した情報発信もお願いしたいと思います。

以上で1点目は終わります。

次、2点目について。不登校児童・生徒の支援についてお伺いします。

不登校の児童・生徒を支援する、教育機会確保法が施行されていますが、法律とその基本理念に基づいて行われている我が町での不登校への支援の状況を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。一條議員からいただきましたご質問にお答えします。

本町におきましては、教育機会確保法の5つの基本理念に基づきまして、不登校支援を推進しております。ここでは、そのうち児童・生徒への支援として重点を置いております3つの理念に基づいた取組について説明いたします。

1つ目の「豊かな学校生活と安全・安心な教育環境の確保」についての取組としましては、魅力ある学校づくり推進事業が挙げられますけれども、その柱である、居場所づくり、絆づくり、授業づくりへの取組の充実を図っております。今年度で3年目の取組となります。これらの取組を通して、全ての児童・生徒が、明日も学校に行くのが待ち遠しい、早く学校に行きたいと思えるような魅力ある学校づくりを推進することが不登校を減らすことにつながると考え、中学校区ごと小中の連携を深めながら取り組んでおります。

2つ目と3つ目の理念についてですが、「不登校児童・生徒個々の状況に応じた支援」、そして「学習環境面からの支援」についてでございます。校内での取組としまして別室登校、面談、定期的な電話や家庭訪問などを行っておりますけれども、今後はG I G Aスクール構想に基づくタブレットの活用により、授業の様子を別室や家庭でも味わえるような対策等についても検討してまいりたいというふうに考えております。

外部機関との連携としましては、心のケアハウス、訪問指導員、これは登校支援ネットワークの訪問指導員です。けやき教室、フリースクールの活用等が挙げられます。さらには、それぞの機関と連携を深め、学校外での活動を出席扱いとするような措置を講じることで児童・生徒の取組を認め、学校復帰も含めた社会的自立へ向けた児童・生徒の意欲の向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「みやぎ『行きたくなる学校づくり』推進事業」、これは県の指定事業であります。及び「魅力ある学校づくり調査研究事業」、文部省の指定であります。これにおける取組の現段階での成果をご紹介いたします。中学校におきましては、令和元年度まで増え続けておりました不登校者数が、令和2年度末におきましては令和元年度より11名減の28名となりました。小学校につきましては、令和元年度の6名から11名と増えましたけれども、内容を見てみるとコロナの影響による家庭環境の変化が原因の不登校が複数名確認されております。なお、6年生につきましては新規不登校ゼロを維持することができました。

今年度は、魅力ある学校づくり推進事業の最終年度となりますので、これまでの取組をさらに推進するとともに、次年度以降も持続可能な取組としていくことで、新規不登校者数ゼロを目指して事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ありがとうございました。

まず、初めに不登校の定義をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

不登校の定義につきましては、病気欠席以外の理由で年間30日以上欠席すると、不登校としてカウントすることになります。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今若干、現状、令和2年と比べての答弁もあったんですけども、より詳しく今の不登校の現状をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

令和2年度に調査した内容でございます。小学校については、答弁の中にもありましたけれども11名の不登校ということになります。そのうち、継続的に休んでいる子どもが4名、新規で不登校になった子どもが7名ということになります。ただし、先ほど答弁にもございました

けれども、コロナの関係で家庭の環境がちょっと変わったということで不登校になったという子どもたちもありますので、若干増えてはおりますけれども内容があつての不登校ということになります。

あと、中学校に関しましては総勢28名ですけれども、継続的な子どもが20名、あと新たに不登校になった子どもが8名ということになっております。令和1年度と比較いたしまして、11名減っているということになっています。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 教育機会確保法の狙いというか、目的は不登校児童・生徒が教育機会を失わないためにつくられた法律ということのようですが、それで間違いないんですよね、一応確認ですけれども。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） すみません。教育機会確保法につきましては、学校に行きやすくなる環境を整えるということで、5つの基準をつくっておりまます。それらを一応加美町としましては、その5つの柱を基準に、今現在、魅力ある学校づくりとして取り組んでいるということになります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 不登校は、子どもが自らの心身を守るために取っている行動だとも言われております。そういう中で、この教育機会確保法の趣旨が児童・子ども、そして保護者・教員・関係者全てがこの方の趣旨を理解して、それに沿った対応を今されているかどうか。この辺が重要だと思うので、一応確認したいと思います。この辺、法の周知をされておられるかどうか、認識を伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

国の方針、5つの柱に基づいて、町としましても魅力ある学校づくりの柱を3つほど掲げております。その1つに居場所づくり、あとは絆づくり、あと授業づくりということで3つの柱を掲げまして、それを基に今現在魅力ある学校づくりとして取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、児童・生徒も保護者も、そして先生方も学校に行かなければならぬという呪縛から解放されて、本当に子どもたちおののの考え方に基づいて学習できる環境が整備されているんだと思うんですけれども、それではじやあ学校以外で子どもたちは今どこで学習しているのか。この辺、加美町においてはどのような学習の場が設けられているか、居場所が設けられているかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

不登校の対応としまして、その子どもたちが行ける場所づくりということで、町の取組といたしましては、心のケアハウス。宮崎支所の2階にございます。心のケアということで、それを目的に子どもたちをそこに集めまして、一応ケアをしているところでございます。

あと、また県の事業といたしまして、けやき教室。これにつきましては心のケアとはまた違って学習支援をする県の事業がございます。加美町の宮崎支所のこのケアハウスで、同時に進行しているわけですけれども、一応大崎市のはうに本部がありまして、加美町については分室ということになります。一応学習支援をやる事業でございます。

そのほか、一般的にフリースクールという民間団体のスクールがございます。それに関しては、それぞれ内容は違いますけれども支援の仕方が学習なり、あとは心のケアなり、それらが一応目的で民間でやっているフリースクールがございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） この心のケアハウス、けやきハウスですか、この辺は法律でうたわれてない教育支援センターと理解してよろしいんでしょうか。適応指導教室とかって名称にもなっているんですけども、一応この辺確認ですけれども。法律では、教育支援センターを整備するってうたわれていますけれども、これがそれに当たるのかどうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

加美町におきましては、子どもの心のケアハウスをはじめ教育支援センターという方向で設置するように話はありますけれども、まだそこまではいっておりません。ただ、これからそれを視野に入れて、取り組んでいきたいなというふうには思っております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 心のケアハウスとか県のけやきハウスとかフリースクールとかに通えていないというか、各家庭で学習されている子どもたちはどのくらいおられるのか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

先ほど不登校数をご回答いたしましたけれども、とりあえず、ケアハウスのほうに通っている子どもたちの人数は把握しておりますので。中学校名は伏せさせてもらいます。中学生が2名で、小学生が2名。一応4名がケアハウスのほうに通っております。そのほかについては、家庭にいるということになっております。あと、そのほか先ほどフリースクールの話を私しましたけれども、フリースクールに関しては登録はしていますけれども、実際に今通っている生徒は確認は取れていないというところでございます。1人行っていたという話はありますけれども、そのほかはちょっと確認できていない状況でございます。

以上です

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 家庭で学習されている方への町としての支援といいますか、さつき教育長からG I G Aスクール構想のリモート教育とかということも今現在やられているのか、今後なのか。今現在はどんな形で家庭で学習されている方を支援しているのか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

支援というのは、学校対家庭ということで面談したり、それらを一応やっている情報は伺っております。今後、G I G Aスクールでタブレットを、今子どもたちは対応しているんですけども、それについてはまだ現状はちょっと配付して、セッティングを終了して活用を今模索している状況でまだ研修もやっていない状況ですので、今後家庭と学校をつなぎ学習なりそれらができると思いますので、その活用も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 先ほどフリースクールについても若干答弁ありましたけれども、県内、大崎地域でのフリースクールの開校状況というか、フリースクールがどのくらいあるのか。また、加美町から通えるのかどうか、この辺もし把握されていればお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

先ほど言った加美町でやっている心のケアハウス、あとけやき教室、そのほかにまずN P O 法人アスイク、これについては県との協働事業でやっているもので、これについては会場は中新田公民館で実施されているというところでございます。一応4名登録しているそうです。そのほか、民間でやっている団体で把握しているのが4団体ございます。N P O 法人まきばフリースクール、これについては高清水でやっているそうです。そのほかN P O 法人S y n a p p s e 40、大崎市のほうでやっているそうです。あとフリースペース道、大崎市の岩出山でやっているそうです。あとは国際高等学校古川校、大崎市の市内でやっているそうです。これについては、フリースクールというより通信の関係からフリースクールを今展開しているという状況でございます。

以上、民間でやっているのは4団体ということで把握はしております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 町でやっている心のケアハウスについては、学校への復帰を目指すということじゃなくて、子どもたちの自主的な教育を主体に取り組まれているとは思いますけれども、この辺学校への復帰をあまりにも強く意識すると、法の趣旨にも反すると思いますので、そういう運営はされていないと思いますけれども、その辺確認したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

子どもの心のケアハウス開設当時は、子どもたちを学校に復帰させるという目的意識が非常に強かった。ただその後、やはり学校復帰のみならず将来的に社会的自立を求めるべきだと。それで、子どもたちが自らの意思で一步踏み出せるような、そういう方向で今指導を重ねているところであります。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 不登校の原因の1つとなるいじめだとか虐待、貧困などの未然防止や早期発見、そのほか様々な問題を抱える児童・生徒への早期支援や、家庭や学校の状況を把握し、子どもだけでなく保護者へのアドバイスやカウンセリングなどの支援も非常に重要なだと思いますけれども、この辺の相談窓口の整備状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

今不登校になっている子どもたち、あるいは不登校傾向の子どもたち、やはりそれぞれ見ま

すといろいろな原因があります。それは本人が抱える問題であったり、あるいは本人を取り巻く問題であったり、あるいは家庭環境であったり、今、議員ご指摘のとおりそれぞれ違いますので、やはり教育委員会だけでは対応に限界があります。それで、子育て支援室とかそういう関係機関ですね、あるいは児童相談所とかそういうところと連携を図りながら、今進めているところであります。定期的にケース会議を持ったりとか、それで連携を図って進めているところですが、なかなか案件によっては進まないこともあります。でも、あきらめずに取り組んでいるところであります。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ありがとうございます。

さきの教育長の答弁にも、出席日数にカウントできるような対応というお話もありました。中学生にとっては、出席日数が高校入試に関係するということで、いろいろな、子どもの心のケアハウスでの学習とか保健室登校とか、いろいろな相談も状況によっては出席扱いにできるというようなことも載っていましたので、この辺のこともいろいろな子どもたち、保護者に周知して高校入試に支障がない形で何らかの出席扱いにできるような対応をお願いしたいと思いますけれども、この辺の周知方とか今後の取組についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

議員がおっしゃるとおり、特に中学生にとっては進路を考えた場合、非常に出席日数というのは占める割合が大きいのかなと思っております。基本的には、例えばフリースクールに行く、あるいはケアハウスに通って勉強する、それを出席扱いにするかどうかということは校長の判断になります。校長の判断の基準は、結局学習している内容ですね。学習というのは、教科の学習だけではありません。それらを総合的に判断して、出席扱いにする。今のところ、教育委員会としまして各学校に、ケアハウスは出席扱い。あと、フリースクール等についてもまだ通っている子どもは少ないんですけども、内容を確認して子どもたちにとって不利益にならないように学校が配慮していくべきだと。特にその場合保護者と学校と、もしフリースクールであればそういう機関との密な連携ですね、それを子どものためにやるべきだということで、学校のほうには指示しております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） この教育機会確保法の法律には、不登校特例校の整備というのが教育支援センターとともに載っていましたけれども、これは町独自でできるものではないと思います

けれども、広域等でこの辺の不登校特例校とかということについての議論とかは話題とかになつておられるかどうか、最後確認したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

これまで教育長連絡会、管内で今年度に入って2回行っているわけですけれども、それについてはまだ話題にはなっておりません。ただ、けやき教室の在り方について、今いろいろ議論しているところであります。今、けやき教室に実際通っている子どもたちが、ほぼ大崎市の子どもたちが多い状況にあります。それで、今ほかの市町でも子どもの心のケアハウスができるありますので、その辺との絡みで今後どうあるべきかということで議論はしております。

○12番（一條 寛君） ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、12番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。1時40分まで。

午後1時24分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、通告4番、2番佐々木弘毅君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔2番 佐々木弘毅君 登壇〕

○2番（佐々木弘毅君） それでは、通告しておりました一般質問に入らせていただきます佐々木弘毅でございます。

初めての一般質問という場に立たせていただきまして、ありがとうございます。今回初めてということもあり、先輩議員の方々からいろいろアドバイスをいただきたり、ちょうど今の時間は昼御飯を食べた後だから非常に眠くなる時間であるということで、元気よく、そして簡潔にということでアドバイスもいただいておりますので、簡潔にあまり難しくなくやっていきたいと思います。

私の質問は、過日の教育民生の常任委員会で担当者にも質問しまして、また6月1日付の早坂議長名での新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を提出していただきましたが、その内容文も含めて重複しますが、この場での質問・答弁で町民の皆さんになお一層理解していただければと、再度質問をさせていただきたいと思います。

まず、コロナワクチン接種におきまして、現場で応対いただいております医師や医療従事者、

スタッフの皆様には大いなる感謝を申し上げる次第でございます。世界中はもちろん、国内でも我が町でも戦々恐々としてきたコロナウイルスとの闘いは、加速度を上げながらのワクチン接種で希望が少し見えてきたところです。

私たち加美町では、宮城県下でもいち早く一般高齢者の集団接種が、5月10日から始まりました。このことは、町長と医師会との信頼関係があつてのことと思い、大変評価をいたしております。私も、1回目の接種を5月25日に小野田福祉センターで受けました。会場では混乱もなく、付き添われながらも十四、五人の高齢者の方々が整然と係の職員の指示に従い、保健福祉課長自らもフェイスシールドを着用して高齢者の誘導や介助に一生懸命な姿を見て、頬もしくうれしく思いました。ありがとうございました。

さて、コロナワクチンの優先接種についてお伺い、そして要望していきたいと思います。国が示す優先順位では、高齢者の接種を終えた後は基礎疾患がある方や高齢者施設等に従事する方が対象とされています。重度心身障害・精神障害等で福祉手帳を持っている方や、訪問介護等に従事している方への優先接種が必要だと思うのですが、町の対応を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 佐々木弘毅議員におきましては、職員の働きに対して賛辞を送っていただきました、心から感謝を申し上げたいと思っています。実際、職員はよくやっております。特に保健師さん方は従事した後、夕方、職に戻って通常の仕事がありますので、その通常の仕事をしているという、そういう状況でございます。また、医師会の皆様方、加美病院の先生方のご協力があって、加美町の高齢者接種を順調に進めていくことができております。

加美町では、これまで65歳以上の高齢者接種につきましては4月26日から特別養護老人ホーム3か所の入所者と、そして従事者を合わせて実施したところであります。5月10日からは、一般高齢者の集団接種を中新田・小野田・宮崎3地区で実施し、7月4日までに高齢者の2回接種を完了する予定にしております。

64歳以下のワクチン接種についてでありますが、優先順位としましては基礎疾患を有する方、そして高齢者施設で従事されている方ということで、議員のおっしゃるとおりでございます。基礎疾患を有する方の中には、重度心身障害・精神障害等で福祉手帳を持っている方も含まれております。また、高齢者施設で従事されている方の中には、訪問介護等に従事している方も含まれております。

ただ、この64歳以下のワクチンの国からの供給が、まだまだ私たちにははつきりと示されて

おりません。現在示されている量は、7月の上旬から8月の上旬にかけて合計3箱。3箱というのと、人数分にしますと約1,700人分。国が12歳まで接種年齢を下げましたので、64歳から12歳までの人口が1万2,000人です。仮に80%が受けとすれば9,650人が受けすることになりますが、今確かなのは1,700人分ぐらいということでございました。

昨日時点でこういったことがはっきりしましたので、早速県の担当部長のほうに電話を入れまして、町としては既に医師会の先生方のご協力をいただきながら、64歳以下の接種についても計画を進めていますと、確実にワクチンの供給をしていただきたいというお願いをいたしました。内部で検討して電話をいただきまして、どうぞ心配をせずに計画を立てて、そして64歳以下も接種を進めていただきたいという回答でございましたので、それを受けて昨日も医師会と協議を重ねたところでございますので、できるだけ早く基礎疾患を有する方、高齢者施設で従事している方を当然優先的に受けられるようにするということでありますし、そのほかの方々もできるだけ早く接種をしていただいて、そして一人一人が免疫を持つ。そして、町全体として集団免疫を持つ、そういう状況をつくり出したいというふうに思っています。

私たちが目指すところは、1日も早く日常を取り戻す。そのための手段としての接種でございますので、医師会の皆さん方のご協力、様々な方々のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 早く日常を取り戻すということに、スピーディーな対応が求められるということでございます。現在の加美町における接種の方法についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

現在、加美町はまだ65歳の1回目の接種、きょうも小野田福祉センターで午後から始まっていますが、1日当たり現在330人をめどに接種をしております。これがきょう・明日・あさって、それで第1回目が終了して、6月11日からは中新田のバッハホールで今度第2回目の接種開始ということで、360人に人数を増加して2回目の接種のほうを現在進めていくように現在やっております。

接種方法としましては、1回目受けた方が2回目を予約していただいて、会場に来ていただいた方に順次予診、そして接種、それから状態観察ということで、おおむね30分から40分ぐらいかけての接種という形でやっております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 要するに、集団接種が主であるということでしょうか。それと個別、そして訪問接種などはやっていませんか、伺います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

すみません。今のは集団接種のことについての説明です。個別接種・訪問接種につきましては、加美郡医師会のほうでの総意というのがまだ取れてはいないんですが、先生によってはもう自発的にやるということで、そういった先生については町のほうでワクチンを提供するようになって、実際現在進めていただいている方が2か所ほどある状況です。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 当然この事態、スピーディーさを要求される中で、集団接種しかやりませんというふうなことではないと思います。例えば今お話をあった訪問診療、訪問診療においては往診をしたそのご家族、重度障害をもつた方々、または重度のお年寄りの病気を持った方がベッド上に寝ている。そのベッド上に寝ているところに、訪問診療の先生がお伺いしてワクチンの接種をしたときに、残ったワクチンが出るわけですよ。その残ったワクチンの接種を、5時間とか6時間以内にしなければ無効になってしまうという中で、当然ご家族の人たちがベッドで寝ている人たちのケアをしなければいけない。当然、それは医師の判断でやっても私はよろしいんではないかと思いますが、その辺のご見解をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

介護者が65歳以上であれば、特段問題ないというのが現在の状況です。65歳未満の方につきまして、あと障がい者の場合65歳未満の方も今後接種対象になってきますので、接種券の発送につきましては可能な限り早く対応したいと考えております。その上で、訪問の際に障がいの方、それから家族の方も一緒に受けられるようにして、訪問診療されているお医者さんが効率よくできるようにということで配慮したいと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 今回のワクチン接種は、緊急事態ということでの対応だと思います。一列に並んで、皆さん一人ずつやりますよ、こういった集団接種のやり方では、なかなか物事

が進まないというふうに私は思います。

例えば、お伺いします。今現在最近のニュースで、独自の枠を設ける自治体が相次いでいます。例えば、九州福岡ではもういち早く訪問・通所介護従事者、保育所・幼稚園の職員、学校の教職員を順に接種する方針が出されていて、もう施行されています。要するに感染のリスクを負う、時には被害者だったり、時には加害者だったりする可能性の非常に多い職種、介護従事者、そして教職員、そして未接種、要するにコロナワクチンが打てない幼い子どもたちを扱っている保育士の皆さん、こういう人たちが当然64歳以下の中でも優先すべきということで、自治体で判断して早速施行されているところもあります。

加美町も、人に優しいまちづくりということをうたっている中で、こういった障がいを持ついらっしゃる方々、手帳を持っていらっしゃる方々、そして医療現場だけではなくて介護現場、そして保育の現場で動いている人たちに、まずもってワクチン接種を優先してあげられないものだろうかというふうに私は思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりでございます。しばらく前からそのことについては検討しておりますので、64歳以下の接種券、これを送付しなければなりませんので、今、課長が言ったようにできるだけ早く接種券を発送しまして、介護従事者のみならず教育現場・保育現場で働いているような方々も、早めに受けられるように配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） お伺いします。先ほど私は一列と言いました。これを2列にすれば、2倍に速度は上がるわけですよ、単純に考えれば。例えば、接種速度を速めるために町では歯科医師、要するにワクチンの打ち手の確保の協力というものは考えていらっしゃらないんですか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

大崎市歯科医師会の先生のほうとも、そういった検討のほうは進めておりますが、県のほうに照会しましたところ、県の歯科医師会との兼ね合いもありましてまだはっきりと決まった状況にはなっておりませんので、今後その辺も含めて打ち手の確保について検討しているという状況です。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 何しろ速度を要求される、時間もどんどんどんどんスピードーにやつていかなければならぬ中で、お伺いを立てたり連絡を取つたりとかいうことよりも、もう自治体で判断できる、自治体で決定できるという枠は必ずあると思います。ぜひ工夫してやつていただければというふうに思います。ちなみに、歯医者の先生方はお口の中に注射をするわけですよ。こういう筋肉注射をするのは、もっとずっと簡単です。口の中に注射をするよりも、ずっと筋肉注射のほうが私は楽だというふうに聞いています。

そんなことで、スピードーさが要求されるこういった事態でございますので、ひとつ工夫を図つて2列・3列ということで速度を速めていただければというふうに思います。コロナワクチンの優先接種、ぜひ町長にもお願いした内容をしっかりと受け止めていただいて、町民の皆さんたちの声がたくさんあります。どうぞ進めていただければというふうに思います。

そして、2つ目の通告のG I G Aスクールという質問に移つていきたいと思います。

正直私もこのG I G Aスクールというのは、今回議員になりましてあまり勉強してこなかつたせいもあって、G I G Aって何だということで町民の何人かにお話しましたところ、町民の皆さんもこのG I G Aスクールについてはよく知り得ていないのが現状でございます。確かに2019年に文部科学省が子どもたちのためにということで、5年間の構想をつくつて進めている。そして、ほとんど今の2020年後半までは、全国の小中学校にi Padとかそういう端末は行き渡っているというふうなことは分かりましたが、よく町民のほうはまだ分かっていない。

そういう中で、相当高額なお金をかけて、また今後とも発生するだらう財源も当然カウントされてくるでしょうから、その辺をしっかりと町民に訴えかけていただきたいのですが、お伺いします。教育界においての一大事業ですが、加美町における構想をお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅議員、6番目まで全部読み上げていただいて結構です。

○2番（佐々木弘毅君） 一括していいですか、分かりました。

2番、児童・生徒のICT活用力について、どこまでの目標を定めていくのか。

3つ目、国の補助金や町の持ち出し金など、財源の内訳は。また、考えられる支出金は今後5年程度まで見通しているか。

4つ目、家庭への端末持ち帰りが可能と聞きますが、インターネット環境がない家庭はどのくらいあるのか。

5番、家庭のインターネット環境整備のために、一部補助金は出せないのか。

6番、構想の成否の鍵は現場の教員、指導者のスキルと思うが、そのための研修・実習を計画・予定されているか。お願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

[教育長 早坂家一君 登壇]

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

G I G Aスクール構想について、6点ご質問をいただきました。1点ずつ、丁寧に説明をしてまいりたいと思います。

まず、1点目の加美町における構想はということですが、国のG I G Aスクール構想では児童・生徒1人1台端末と、校内の高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公平に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T環境を実現すること、これを目的としております。加美町におきましても、この国の構想を実現するために取り組んでまいります。

2つ目の児童・生徒の I C T活用力について、どこまでの目標を定めていくのかということをございますが、令和元年度の町内小中学校の I C T活用状況につきましては、週に複数回から月に1回程度でした。町としましては、国の教育の I C T化に向けた環境整備5か年計画の最終年度であります令和4年度において、1日3回以上タブレット端末を授業で活用することを目標に進めてまいります。まず、現在は各学校でできることから、どんどん授業で活用するよう学校に働きかけているところでございます。

3つ目の国の補助金や町の持ち出し金など、財源の内訳は。それから、考えられる支出金は今後5年程度先まで見通しているかということでございますが、G I G Aスクール構想の事業費ですが、校内通信ネットワーク及び1人1台端末の整備に1億9,161万円、財源としましては国の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金3,960万円、そして公立学校情報機器整備費補助金4,866万円を活用しております。また、地方創生臨時交付金3,075万円、補正予算債3,960万円を活用することで、町費の持ち出しにつきましては3,300万円となっております。また、G I G Aスクール構想を進めていくために整備したプロジェクター等の周辺機器の購入経費5,995万円につきましては、全額地方創生臨時交付金を活用しております。

また、今後5年間に考えられる支出ですが、高速大容量の校内通信ネットワークを実現するために増強しましたインターネット回線の使用料としまして284万円が見込まれます。また、5年後にはタブレット端末を更新するための経費が想定されますことから、国や県に対しまし

て購入に係る補助を要望してまいりたいと考えております。

続いて、4つ目と5つ目であります、関連しますので。インターネット環境のない家庭がどれくらいあるか、そして環境整備のために一部補助金は出せないかということでございますが、令和3年1月に実施した調査におきましてはインターネット環境がない児童・生徒は1,579名中178名で、11.3%でした。うち、要保護・準要保護の児童・生徒は275名中46名で、16.7%という結果であります。町としましては、要保護・準要保護の児童・生徒でインターネット環境がない家庭に対してモバイルルーターを貸し出し、要保護・準要保護世帯の経済的負担の軽減を検討しているところでございます。

6つ目の教員指導者のスキルのための研修・実習計画についてでございますが、町としまして教員向けの研修に関して、2つの柱で実施していくことを計画しております。1つ目の柱は端末の操作に関する研修で、タブレット端末の操作研修会や学習支援システムの研修会などを1学期中に実施することを予定しております。

2つ目の柱は授業におけるタブレット端末の活用に関する研修会であります、町内の学校において先進的に取り組んでいる学校の授業を参観することを計画しております。また、宮城県総合教育センター等を通して講師を招き、実際の活用例や活用効果などの研修会を計画しております。また、受講した教員が学校に持ち帰って、校内で広めることが非常に重要であるというふうに考えております。各学校において受講したことを広める体制、校内研修等ですね、これらを構築するよう働きかけてまいりたいというふうに思っております。そして、何より大事なことは、教員同士が日常的にそれぞれ実践を情報交換して、意識を高めていくことが大事であるというふうに考えております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） るる詳しく述べて、ありがとうございました。こういった内容を、町民の方々がどれだけ分かっているだろうか。だってそうでしょう、自分たちの孫ちゃんの問題だし、自分たちの子どもたちの問題ですよ。この事業は、単年度で終わる事業ではございません。ずっと続していくだろうと思われる事業ですから、それ相当のお金もかかってくる事業だと思いますから、町民の皆さんたちに理解いただけるようにぜひ周知策を考えていただければというふうに思います。このことは、答弁いただかなくても結構です。

もう1つ、質問いたします。習得度・活用度は、その子どもたちによっていろいろ段階的なものもあるだろうし、能力的なものもあると思います。例えば、OECD34か国の中で、日本

はこういったインターネットとかタブレットを使って学習をする能力が、本当に最下位だとうふうな記事を読みました。それに反してツイッターとかゲームをする、そういう端末を使ってツイッターとかゲームをする頻度、そして能力はどうも日本は相當上らしい。要するに、遊ぶこととかそういうものには非常にこういうものを活用しているという記事の内容でした。

そこで、お伺いします。インターネットに接続して使うために事件性のあるものや、不適切と思われるサイトの接続のこういったものに対するセキュリティー対策をしっかりと検討し、基準策定を行っているかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

インターネットのアクセスの際の有害的なサイトということだと思いますけれども、それについてもフィルタリングのソフトを入れておりますので、そこにはアクセスできないようになります。また、許可したサイトしか開けないようになりますので、そこら辺のセキュリティーはきっちりとした対応をしたいと思っております。あと、今後情報モラルの教育、それらについても教員を含めて研修会などでやりたいなと思っております。

あと、まだ作成はしておりませんけれども、使用に当たっての規定・基準ですね。それも整備して、各学校にきちんと伝えて、今後の指導に対してある程度の制限等々も含めて行っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） ありがとうございました。お母さんたちから、いろいろ私も聞かれるものですから、そのようなお話を答えておくようにしたいと思います。

一番聞きたいことは、このGIGAスクールなるものを始めて、子どもたちが端末をいじつてその様子、教室の中での様子を私は知りたいんですが、その辺お伺いできますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

まずもって、保護者向けに去年あたりからチラシ等で、こういうのがGIGAスクールだというのを告知しております。今後、学校の様子、それらについては広報、あとはホームページなどで告知していきたいなと思っております。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。今私が、これまで授業で見た限りでの子どもたちの様子をお話したいと思います。

まず1点は、小学校1年生で算数の時間。授業は普通に進んでいきました。最後の10分間で、1年生の子どもたちが全員タブレットを開いて、すぐドリル学習を行っていました。理解度に応じて、自分のペースでどんどん進むことができる。そして理解度の遅い子には、その間先生が行って個別指導ができる。まだこれが始まる前だったんですけども、本当に子どもたち一人一人のペースで、習熟度に合わせてできるんだなということを感じました。

それから、きのう東小野田小学校で指導主事訪問・学校訪問がありました。そこで、4年生の体育の授業ですね。マット運動で、まだタブレット端末入ってばかりなんすけれども、2年目の先生がタブレットを使って、子どもたちにお互いに側転してる様子を動画で取らせて、そしてあとそれを後で確認して、結局自分の姿は普段は見られないんですけども、要するに今まで見ることのできなかった自分の姿を見て、いいところ・悪いところをお互い指摘し合えると。本当に初期設定終わってまだ始まったばかりすけれども、本当に先生方はできることをどんどんやっているなと。まだまだ活用という点では課題はありますけれども、先生方の意欲はすばらしいなと。そして、子どもたちも何も臆することなく使っていましたね。今まで見られなかった光景を見ることができました。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） ありがとうございます。そういった現場での子どもさんたちの、また生徒さんたちの端末を利用することに対する笑顔が見えたり、やる気が見えるというところであれば、私は大変いいことだなというふうに思っています。

今回のこういった質問だったのですが、創造性を育む教育実現に向けてG I G Aスクールが進み、様々な課題が今後出るかと思います。町民の理解と厳しい町財政ではありますが、加美町の未来を担う子どもたちのために、私たち大人がよく理解して、協力し合って支援をしていきたいものです。

このことによって加美町の不登校生徒、先ほど教育長のお話もありました。不登校の子どもたちにも均等の機会を与えて、チャンスを上げるというのようですが、そういった子どもたちのためにもなると思います。そして、ぜひ県下でも優秀なG I G Aスクールとして活躍してほしいものです。

期待を込めて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、2番佐々木弘毅君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。2時30分まで。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。

次に、通告5番、4番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

[4番 味上庄一郎君 登壇]

○4番（味上庄一郎君） それでは、通告に従い大綱2問の質問をさせていただきますが、町長もコロナの陣頭指揮から町政全般にわたって非常に疲れのご様子でございますので、丁寧な質問をさせていただきます。また、今日トップバッターの柳川議員、ただいまの佐々木議員の質問を見ておりまして、やはり初心を忘れてはいけないなというふうに改めて痛感したところでございます。

それでは1問目、汚染牧草について。前回の定例会でもさせていただきました。町では、汚染牧草の処理についてすき込み処理をする方針を打ち出しておりますが、いまだに実施に至つておらず、前に進んでいる状況にはない。今後の方針と処理について、以下の点をお伺いいたします。

1点目、旧田代放牧場の汚染牧草は、集約前は農家個人の所有であったものが、集約した経緯や現状から今は町の責任において処分をしなければならない。しかし、1か所に集約した大量の汚染牧草は、逆に容易に手をつけられないというのが実態ではないか。このことについてお伺いいたします。

2点目、昨年から農家負担分の状況の提示を要請しておりますが、いまだに示されないのはなぜか。震災から10年が経過し、個人保管分の量や濃度に変化があると思われます。この現状の把握をお伺いいたします。

3点目、農家保管分の汚染牧草について、今2点目でも申し上げましたけれども大分減衰、あるいは量的にも減っているのではないかというふうな思いがしてなりません。再度アンケートなどの意向調査をすべきというふうに思いますが、いかがか。

この3点についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

[町長 猪股洋文君 登壇]

○町長（猪股洋文君） ご心配いただきまして、ありがとうございます。まさにコロナ関係、一丸となってこれに取り組んでいかなくちゃないということで、職員も頑張ってくれております。町民の皆さんへの協力にも感謝しております。

それでは、汚染牧草についてのご質問3点にお答えさせていただきます。

1点目、旧田代放牧場の汚染牧草は集約前は農家個人の所有であったけれども、集約した経緯や状況から今は町の責任において処分しなければならないのではないかと。そのことによつて、逆に手をつけられなくなっているのではないかというふうなご質問でありました。あるいは、ご指摘ありました。旧田代放牧場の一時保管につきましては、ご承知のとおり畜産農家からの要望書の提出、そして議会からのご意見を受けまして、町としても執行部としても集約をするということで集約をしたものでございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

保管につきましては、1ロットのフレコンの団地、まとまりごとに放射能濃度を測定しております、令和元年度のフレキシブルコンテナバックの詰め替えの際には400ベクレル以下、そして401ベクレルから1,000ベクレル以下、そして1,001ベクレルから8,000ベクレル以下の3つのグループに分けて保管しております。したがいまして、今後町の責任においてすき込み処理を行う場合には、400ベクレル以下はまとめてありますので、保管場所において分別作業等の負担を生ずることはございません。円滑に搬出し、処理できるものと考えております。400ベクレルを超える、8,000ベクレルを下回るものについては、処理方針が決定し次第処理をしたいというふうに考えております。

2点目の濃度の変化等に関するご質問でございましたが、現在94戸の農家におきまして保管している汚染牧草についても、旧田代放牧場同様ガスバリアフィルムという袋に入れてフレキシブルコンテナバックへ封入し、保管しております。耐用年数を超えたため、令和元年度より再封入事業を保管農家がグループで実施しております。実績としましては前回、これは平成26年から平成27年でありますが、詰め替えをした6,620個中83.4%に当たります5,523個の再封入が完了しております。残りの16.6%についても、近日中に完了する予定になっております。

なお、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会におきまして、現状を写真等で保管状況などを提示させていただきたいと思っておりますし、その数量等についても再封入完了後に確認をし、お示ししたいというふうに考えております。

この放射能濃度についてでありますが、現在把握している濃度は宮城県が平成28年度に測定した数字でございます。測定方法は1ロット、1つの団地まとまりから10点の検体を採取し、

測定したものです。議員ご指摘のとおり、そのときから5年経過しておりますので、当然濃度が下がっているわけでありますが、セシウム134は半減期が約2年ですからもう既になくなっていますので、セシウム137を計算しますと1,000ベクレルあったものが790ベクレル程度になっておりますので、400ベクレルを超えているものの中にも既に500ベクレルを超えているものがあるだろうというふうに思っています。このことについて、県のほうに確認をいたしました、濃度の再測定をする予定があるかどうかと。そうしましたら、県としては予定はないということですので、町におきまして保管牧草から幾つかの検体を採取して、簡易測定でありますかが測定する予定にしておるところであります。

3点目の保管している農家さんに対するアンケート調査ということですが、意向調査につきましては平成30年度に実施しております。その結果ですが、400ベクレル以下を保管している農家に対しては、「保管農家が所有する草地へのすき込みについて、同意できますか」というふうなご質問をしたところ、この質問に対して90.32%が「同意する」と。いわゆる保管している農家さんが、自らの汚染牧草を自らの草地へすき込むことは大丈夫ですよという回答をいただいております。またそういったことから、農地還元による減容化についてのご理解はいただけているものというふうに考えております。また、保管状況につきましては、70.97%が適正に保管しているというふうな回答でございました。

400ベクレル超えを保管している農家に対しましては、「400ベクレルを超える汚染牧草のすき込みの安全が確認された場合、すき込みに取り組む考えがありますか」というふうにご質問したところ、この質問に対しましては59.2%、約6割の方が「取り組みます」というふうに回答しております。それから、この方々の77.5%が適正に保管していますというふうな回答がありました。

このように、400ベクレル以下につきましては、保管農家の方々からすき込み処理について多くの同意を得ておりますので、すき込みによる処理を進めてまいりたいというふうに考えております。また、保管状況につきましても保管農家で一部破損等が確認され、本アンケート後に実施している再封入事業で適正な保管が維持されることになりますので、現時点でのアンケート調査ではなく、再封入後にそういったことを検討してまいりたいというふうに考えて、状況を確認してまいりたいと思っております。

なお、すき込みに関しましては、勉強会の中でも400ベクレル以下の利用自粛牧草の重量と還元する草地の土壌の重量比で換算しますと、すき込みにより農地に影響が出る可能性は限りなく低いということを我々学びましたので、地域の方々のご理解をいただきながら1日も早く

すき込みによる減容化を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君）　味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君）　ありがとうございます。

旧田代放牧場の一時保管牧草につきましては、最後にまたお聞きしたいと思いますが、アンケート調査・意向調査でも自身の採取したところにすき込むということは保管農家も了解しているということなんですが、これはなぜ進まないんでしょうか。まずこの点、ちょっとお伺いします。

○議長（早坂忠幸君）　産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君）　産業振興課長でございます。

このアンケート調査をしました平成30年、この頃はまず保管農家所有の草地にすき込むという方針でおりました。汚染牧草のすき込みの実証試験の結果報告などで、説明会で回っているうちに、まずは農家の土地じゃなくて町有地にすき込むべきだとか、そういう意見が多くございましたので、その後町有地へのすき込みというふうに方針が変わったわけでございます。その後、鹿原の町有草地であったり、そういう計画で住民の方々へ説明会を開催したところ、風評被害であったり健康被害、こちらを心配する声が多かったということで進んでいない現状にあります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君）　味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君）　でも、個人で保管している農家が全部、まず町有地にと言ったわけではないと思うんですね。やはり、自分のところにすき込んでもいいよという人たちもいたと思うんですよ。その辺でまず実証できれば、じゃあ、うちもやろうというところが出てきたはずなんですね。その一部の方々の意見を聞いて、結局町有地ということで鹿原という特定の農地にすき込むための説明会が開かれ、そこで猛烈な反対があったということだと思うんです。

ですから、これは前回からも申し上げておりますけれども、コロナの中で説明会ができないというのは理解はできますけれども、この問題に早く取り組まないといろいろなところに支障が出てくるわけですよ。単にこの問題は、保管する農家や旭地区住民だけの問題ではないというふうに思います。したがって、すき込みの説明会というのは例えば今申し上げました鹿原の一部の地区住民だけを対象にするのではなくて、やはり加美町全体の問題として町民全体に広く呼びかけるべきというふうに思います。そしてその説明会、例えば広い会場で中新田ならバ

ツハホールあるいは体育館とか、宮崎なら総合体育館であるとか、小野田であれば文化センター、そういったところでしっかりと感染対策を講じながら、以前にも提案している国・県・大崎広域などの担当者にも同席していただいて、町民全体にこういう汚染牧草があるんだということを、加美町が多いんだよということをしっかりと呼びかけて、早く加美町からなくなるようにもっともっと努力が必要でないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

まさに味上議員さんおっしゃるとおりでございまして、町といたしましても農林水産省、あと県のほうにそういった勉強会を開催したいということで相談しております。会場も、バッハホールであったりやくらい文化センター、そういった大きい場所で、できれば7月から8月の間に開催したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 勉強会というと、去年の11月にやったような内容になるんですか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

安全性などを話してもらうだけじゃなくて、具体的な計画の内容についてもお示しできればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 処理方法・すき込み方法なども、やはり国・県の担当者なんかは相当詳しいと思うんですよね。大崎広域での焼却も進めているわけですから、そういった内容も町民は知りたいと思うんです。ですから、勉強会は去年11月にやっていますので、利用できない牧草は清算した圃場にすき込むということができるんだよということを、しっかりと町民に広めるべきというふうに私は思うんです。

そういう内容の説明会になると思うんですよね、やはり。そういう説明会とか勉強会しますと、町外からいろいろな方々がおいでになりますので、そういう方々の参加はあまり好ましくないなというふうに思います。扇動したりする方々もやはりいらっしゃいますので、そうではなくて純粹に我々の住んでいるこの加美町に実際あるもの、これを早く処理したいんだという思いを本当に純粹に町民に示すべきと私は思いますので、ぜひこのことをしっかりと検討

していただきたいというふうに思います。

それから、農家保管分の汚染牧草についてなんですが、私もここ1か月ぐらいいろいろなところをあちこち見まして、いろいろなところで見かけます。薬葉山の南側の道路脇だったり、あるいは小野田中学校の通りの農道の田んぼの中だったり、いろいろなところにあるんですね、黒いフレコンバックに詰められたものですよ。その農家によっては、自分の敷地とは言ってもあまり大きな敷地でない農家もありますし、民家が近いところもあるわけですね。

ですから、そのところの保管状況によっては、一部の農家の方にお聞きしましたけれども、風化しているものもあるよと。ですから濃度も減っているだろうし、風化していたら量も減っていると思うんです。自分の土地でもかなり広大な牧草地、自宅と地続きの牧草地を持っている農家もありますし、山際のほうに置いているところもあります。そういったところは、本当に風化している状況でないかと見られるようなものもありました。実際見て回ってたんですけども。

そういったことも含めて、平成30年に意向調査をしたということですが、やはりほかの民家が近くにある保管している農家の方は、そこからどこかに持っていくたいと思っているはずなんですよ。ですから、そういった意味でもう一度意向調査をお願いしたいというふうに言っているんですが、この点についてどうですか。もう一回、答弁お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

農家保管分につきましては、先ほどの町長の答弁でもございましたが現在再封入作業をしておりまして、間もなく完了する予定でございます。今回、再封入につきましては農家の方々にグループを組んでもらって作業をしてもらっておりますけれども、その際の作業の内容の写真であったりとか、完了後の写真、それから幾つ詰め替えした、そういったものがまず農協さんのはうに報告されます。次に、町のほうに提出されるわけでございますけれども、そういった写真、あとはその数量、そういったものをちょっと整理してまず確認させていただいて、それから意向調査などを検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） その詰め替え作業というんですかね、平成26年から平成27年の事業であったものが、現在終わっていなくて今やっていますというところもあるんですね。その辺のところなんですが、一部の住民から自分の家の近くでやはりそういった農家があって、でも近くの農家なんでなかなかその人たちには言えないと。やはり、早く移動してもらえないもの

かなという要望もありますので、そういったところもひとつお願いしたいと思います。

すき込み処理の候補地ですけれども、先ほど町有地だけでなくと申し上げました。自分の個人の牧草地でも、現在使っていない遊休の牧草地であったり、あるいは酪農とかそういった畜産をもう廃業しているところもあると思うんです。そういったところに、やはり個人の了解を得ればすき込みというのはできると思いますので、それにつけても先ほど言った説明会がやはり必要だと思います。ですから、その辺のところしっかりと早く処理できるようにお願いしたいと思います。

あと、すき込み作業がもし実行に移せるということになった場合、委託先としてどういったところを考えていますか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

すき込み処理につきましては、できるだけお金が地元で循環するように、農家の方が機械を持っていて自分でできるというんであれば、そういった方々にお願いしたいですし、あとは町の畜産公社などもございますので、そういったところに作業を頼みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） そういった機械を持っているところ、できるところはいいかもしれませんけれども、やはりすき込む深さなんかもあるんですね。こういったノウハウを持っている県の農業公社なども検討すべきというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 味上議員おっしゃるとおりでございまして、例えば最初土を反転する場合にもプラウで30センチの深さとかいろいろございまして、そういった技術的な指導、あとは施肥設計とかそういったところは家畜保健衛生所にいろいろ指導してもらうとか、そういったところのご協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） その場合の今度財源というふうに思うんですけども、環境省の放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金、いわゆる農林業系廃棄物の処理加速化事業、これ2分の1ですよね。残りは、震災復興特別交付税の措置の算定対象になるというふうに思いますので、この処理加速化事業なんですけれども、平成26年に施行されてから毎年更新されています。つ

まり、この処理に関する要望がある限り毎年のように更新して、また次の年度もやりますよと
いうふうになっているんですが、これ要望がなくなったら終わってしまうと思うんですよ。で
すから、こういった制度があるうちに早期に着手すべきというふうに思いますが、この点のお
考えはどうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 我々といたしましてもとにかく着手をし、町内のまず400ベク
レル以下のすき込みについて早期に、この事業があるうちに何とか頑張って進めてまいりたい
と思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ぜひとも大変な時期でありますけれども、よろしくお願ひしたいと思
います。

最後に、旧田代放牧場の一時保管牧草についてなんですが、これ町長にお願いです。農家保
管分については、今のようなやり方で実現できると思います。しかし、田代の一時保管牧草に
ついては、これは町長が色麻の早坂町長とともに何年先になろうと大崎市・美里町・涌谷町の
焼却処理終了後に、加美町と色麻町の分も焼却処理に回してもらえるよう、これは頭を下げる
しかないと思うんです。三本木の大日向地区住民に対しても、理解してもらえるようにお願い
すべきではないかというふうに思います。汚染牧草を後世に残さないようにすることが、国や
県に対して指定廃棄物最終処分場候補地の調査を阻止したことよりも、私は大崎広域の
市町や町長にお願いすることが町長としての町民に対する大切な役割だというふうに思います
けれども、町長最後にお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） その前にちょっと誤解を解いておきたいと思いますが、平成26年・平成
27年は全て封入したんですね。平成26年・平成27年に封入した6,620個の中で再封入したもの
が83.4%で、16.6%は今再封入中ということありますので、ずっと放ったらかしにしている
わけではありませんので、そこはご理解いただきたいと思っています。

また焼却については、議員も議事録ご覧になってお分かりのとおり、大崎広域のほうからも
今この話を出していただいては困るということですから。これは、将来はどうなるか分かりま
せん。今私たちが、焼却ということを叫ぶべきではないだろうというふうに思っています。ご
承知のとおり、今も係争中でございます。ですから、大崎が中心になって今進めている焼却処
分、これを着実に進めていくということが何よりも重要なことなんだと思っております。町は

町としまして、しっかりした説明会を開いて、これはすき込み事業をする前提の説明会でございますから、皆さん方にできるだけご理解いただいた上で進めてまいりたいというふうに思っています。

すき込みといつても、皆さんご理解していないんだと思います。当然のことながら、これはプラウで先ほど申し上げたとおり30センチ下に肥料と一緒にすき込んで、その前に裁断するんですけれどもすき込んで、そうしますとセシウムの性質上牧草に移行しない、牧草が吸収するのは地表から20センチぐらいのところですから、30センチの場合は吸収しない。そして、これまですき込みを行ってきたところの調査結果によても、それが下のほうに浸透していかない。水のほうにも浸透していかないというふうな知見が数多く出されていますから、そういったこともしっかりと説明をしながら、国や県のご協力もいただきながらご理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので。

まず、町としてはしっかりと400ベクレル以下についてはすき込みをしていくと。田代についても400ベクレルの処理が終わりましたら、議員ご指摘のように当然これは減衰しているものがありますから、測定をした上で減衰しているものについてはすき込みをして処理をしていくというふうに、順を追って進めていくことが大事だろうというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ぜひ、町長の町民に対する責任と英断を期待するものであります。

2つ目の質問に入ります。危機管理体制について。今年に入ってから、加美町での火災発生件数は普通建物火災で4件、この時点でもう2件また増えております。2人の尊い命が犠牲になっておりますが、新型コロナウイルスも庁舎内、特にみやざき園など職員の中で感染が広がったこともあります、いまだに予断を許さない状況であります。町の危機管理体制について、以下の点について伺います。

1点目、町内火災発生時の消防団への連絡体制は。

2点目、重大な災害発生時の町民への周知方法として、近隣自治体で活用している防災無線、いわゆる放送ですね、を整備する考えはないか。

3点目、消防団員の高齢化が懸念される中、新入団員の加入対策を講じる考えは。

4点目、新型コロナウイルス感染者の感染経路は、プライバシーの問題から情報が乏しいということですが、感染防止の観点から一定程度の情報は町民に公開すべきだと思いますが、いか

がでしょうか。

以上4点、お願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは2番目の危機管理体制について、4点ご質問がありましたので、お答えいたします。

まずは、町内火災発生時の消防団への連絡体制ということですが、まず初めに火災等が発生した時点で消防団員への連絡を行うわけでありますが、大崎広域行政事務組合消防本部から火災指令情報が町に入り次第、現在、災害情報配信システムを利用いたしまして速やかに火災の発生地点の住所、出勤要請する分団を入力し、幹部団員が登録する携帯電話に音声ガイダンスとメールの同時配信をする方法により連絡をしております。その後、一般の各団員については所属する部や班が定める連絡網により、周知要請をする流れとなっております。

また、従来の設備でありますサイレンを鳴らして、火災が発生したことをお知らせするということもしておるわけであります。人的被害や延焼を最小限に食い止め、いち早く団員の皆様方へ連絡するよう心がけ、努めているところでございます。

味上議員、あるいは味上部長さんには現場にいつもいち早く駆けつけて活動していただいていることに感謝を申し上げ、敬意を表したいと思っています。そのほかの団員の方々も、本当に明け方まで警備をしていただいたり、活動していただいておりますことに心から感謝をし、敬意を表したいと思っております。

2番目の防災無線の整備に対する本町の考え方ということですが、無線による放送設備いわゆる屋外拡声器を用いて一斉放送する同報系の防災無線設備ということですが、これにつきましてはその必要性について以前にお答えしたことがあるんですけれども、現状の財政状況下では大変難しいだろうというふうに判断しております。

要因としましては、山間部の集落が多い本町では、電波中継局がかなりの数が必要になってくるということが予想されます。ですから建設費、そして毎年の保守管理費、それから機器の更新費用など後年度にかけても多額の予算が生ずるということになります。また、最近では外では聞き取れる情報も、屋内では音声内容が十分掌握できない。機密性の高い家も増えておりますので、そういうこともあるんだろうというふうに思っております。

この同報系ですが、本来津波の対策などに有効だということで、沿岸部を中心に多くの自治体で設置されているということありますけれども、本町においては当該無線設備の導入は計画していないということありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

3点目の消防団員の減少の問題でございます。全国的に、これは問題になっていることがあります。本町においても、心配しているところであります。

一例を挙げますと、平成24年の4月時点では、10年前でありますけれども団員数600名、そして平均年齢44歳、65歳以上の団員が8名だったのですが、今年度の4月時点では団員が574名に減少しておりますし、平均年齢は46歳と2歳上昇しておりますし、65歳以上の団員につきましては24名、10年前の8名から24名になっているということでございます。

団員の皆様方には、新規加入の促進に大変力を尽くしていただいているところでありますけれども、各地域における後継者不足という中で、確保が非常に難しいという状況になっております。今後、町・消防署・消防団でのPR活動、勧誘活動などの在り方を検討、協議していくかなきやならないというふうに思っているところです。

また、4点目の新型コロナウイルス感染者の感染情報についてのご質問にお答えいたします。感染者に関する対応につきましては宮城県が、ここでは大崎保健所でありますけれども、担っております。県では、発生した患者の情報としまして、年齢・性別・職業・居住地市町村等を毎日夕方に公表しております。感染経路についても宮城県が調査をし、接触者の特定・PCR検査の指示・2週間程度の経過観察を行うなど、感染防止拡大に努めているところでございます。

感染者に関する情報は、全て県が保有しております。町に対する情報の提供というものは、ほぼ公表している情報の範囲内であるということでございます。ですから、町においても県が公表している内容の範囲内で、感染者の情報や風評拡散防止のお願いなどをホームページに掲載し、注意を呼びかけているというところでございます。そういったことでありますので、なかなか町のほうから感染経路等々に関する情報、公開されている以上の情報について公開するということができないということですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君）　味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君）　ありがとうございます。

火災発生時の消防団員への連絡なんですが、今、幹部以上・班長以上がメール登録しております。これ、団員までメール登録をするということは可能でしょうか。

○議長（早坂忠幸君）　危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君）　危機管理室長でございます。

この配信システムなんですが、平成28年から運用を開始してございます。当時なんですが、やはり消防団のいろいろ指揮命令系統というものがございます。そういうことから、まずこういった配信につきましては班長以上ということで、団の中で取り決めをして運用してきたということでございます。ただ、今いろいろ全団員までというふうなことのご要望・ご意見というふうなことでございますけれども、この災害配信システム、職員も消防団も災害発生時ですね、台風19号なり。あるいは防災訓練でも毎年行っておりますが、そういったエリアメール等々も含まれております。

その中で、この音声ガイダンスにつきましては特殊でございまして、若干費用がかかります。今現在予算、決算にも示しておりますが、おおむね40万円から50万円程度ということで、費用のほうがかかっております。音声ガイダンスのほう、いろいろそういうものを拡充しますと、やはり若干経費が絡むということにもなります。

ただ、冒頭のご質問でありましたとおり続けて2名の方がお亡くなりになったり、当然けが・人的被害・死亡火災を防ぐというのは最大限の義務ですので、そういうこともございまして、私どもも与えられた予算の配分もいろいろ見ながら、あと消防団幹部との協議の上、全団員とまでいくか、あるいはメールの拡充となるのか、そういったことも含めて多少幹部団員につきましては条例・規則で班長までとなっているんですが、各班においては基幹員という形で一番管理等に従事している方もおりますのでそういう方々まで含めたり、ちょっと何らかの形で拡充は考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君）　味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君）　非常に、私も入団してから30年近くになるんですけども、昔はそれこそ原始的な電話でやり取りしていましたので、積載車は3人以上そろわないと出動できないということになっていますので、迅速な配信がもし可能であればその辺はご検討いただきたいというふうに思います。

防災無線については、非常に予算の関係もありますので、隣の大崎市ではやっていると思うんですね。前に聞いたこともありますので、財政状況を見ながらということになると思いますが、ぜひ検討は消さないでいただきたいと。火は消しますけれども、そういった希望は消さないでほしいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、新入団員の加入については、我々も一生懸命頑張っておりますけれども、なかなか若い方が入らないというのが現状であります。この辺も、町と一緒にになって加入促進を進めてい

きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、町長に1点お願ひです。3月21日に発生した、私たち議員の選挙の日だったんですが、1名の方が犠牲になった火災、我々消防団が残留警備を残して解散するというときに町長いらしていたんですけども、平服で傘をかぶって帽子かぶって見ておられたんですが、最後にやはりこの加美町消防団の一番のトップですから、町長。歴代の今までの町長は、そこで整列した団員にねぎらいの言葉、敬礼をして最後に解散するというのがならいでございましたので、ぜひこの点についてはお願ひしたいと思いますが、町長見解をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私ほとんどの現場には足を運ぶようにしております。雑式の目の現場もそうでしたけれども、団員の方々には一人一人声をかけて、できるだけねぎらいの言葉をかけるようにしております。このとき消防団のほうから、私、家近いものですからその格好で出ましたけれども、消防団の方々から、ぜひ町長一言ということであれば、挨拶することはやぶさかではありません。あのときも、出会った消防団には一人一人お声がけはしておりますので、そういうことであればぜひ消防団のほうから、町長来て挨拶してくれと言つていただければ挨拶させていただきますので、お声がけいただければというふうに思つております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 私も町長から直接、ご苦労さまと言われました。それは記憶しております。しかしながら歴代町長は作業服を着て、遅くなつても消防団が解散するまでには駆けつけて、作業服を着て町の帽子をかぶってということで挨拶をしていただいたので、ぜひこのことはお願ひしたいと思います。

最後に、危機管理の点からもなんですが、今のコロナウイルスのワクチン接種状況で8月の成人式開催可能でしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

今現在の状況では、開催をすることで進めさせていただいております。今後、7月の実行委員会が最終にございますので、状況を鑑みながらそのときに最終決断をさせていただくという内容になっております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 2月の一般質問では、新成人もワクチン接種が完了してということで、8月14日の考えは変わらないという答弁をいただいております。しかしながら、この状況で新成人が全てワクチン接種完了になるかどうか、非常に疑問が残ります。この時点でワクチン接種ができていない成人は、成人式に出席しては駄目だということになりますか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

現時点では、一応参加できないというようなことは考えておりません。事前に感染予防対策を実施していただきまして、1週間前までの体温検査をしていただきまして、体調に問題がないという成人者の方に来ていただくという方法を取らせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） パラリンピックの採火式も同時に開催されるようありますが、危機管理対策を徹底していただいて、いい成人式になればというふうに思います。終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、4番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしといたします。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

なお、明日は午前10時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後3時19分 延会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを
証するため、ここに署名する。

令和3年6月8日

加美町議会議長 早坂 忠幸

署名議員 早坂 伊佐雄

署名議員 高橋 聰輔